

西郷村地球温暖化対策実行計画

【区域施策編】

令和 8 年 3 月

西 郷 村

はじめに



西郷村は、緑豊かな森林や清流をはじめ、良質な温泉、のどかな田園風景、歴史的文化遺産など、美しく豊かな環境資源に恵まれています。私たちの暮らしは文明の発達によって、便利で豊かな生活環境となりました。一方で、人間活動が拡大したことに伴い、空気中への温室効果ガス放出量は増加し、近年では、地球規模での気温上昇、大雨頻度の増加、農作物の品質低下や熱中症リスクの増加などといった様々な影響が確認されています。

国際的にも、地球温暖化とそれに伴う気候変動は深刻な問題として捉えられており、平成 27（2015）年 12 月には、世界共通の長期目標として産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2℃未満、さらには 1.5℃に抑える努力を追求することなどを定めた「パリ協定」が採択されました。我が国においても、令和 12（2030）年までに、国内の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標が定められ、さらには、令和 2（2020）年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにすることを目指す「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 3（2021）年 4 月には、従来の効果ガス削減目標であった 26%を 46%へ大幅に引き上げ、脱炭素社会実現に向けた取り組みを加速させています。福島県では「地球温暖化対策推進計画」を令和 5 年 3 月に改定し 2050 年実質排出量ゼロを目標とし 2030 年には 2013 年度比 50%削減に向け力を入れています。

西郷村では、令和 3 年 5 月に「西郷村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

これらのことを踏まえ、今後、村内において地球温暖化防止に資する総合的な施策を展開し、二酸化炭素排出量削減等の取り組みをさらに加速させるとともに、気候変動による被害を回避・軽減する必要があることから、この度、「西郷村地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定しました。

今後は、この計画を基に、本村の豊かな環境資源の保全と活用を図りながら、脱炭素社会の実現、そして、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現を目指してまいりますので、皆様方のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました西郷村環境審議会の委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

西郷村長 高橋 廣志

目 次

第1章 計画の概要

- 1-1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 西郷村を取り巻く現状と課題

- 2-1 地球温暖化とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2-2 地球温暖化防止に向けた国内外の動向・・・・・・・・・・6
- 2-3 本村の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2-4 本村における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第3章 西郷村の温室効果ガス排出状況

- 3-1 本計画の対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・19
- 3-2 温室効果ガス排出量の算定・・・・・・・・・・19
- 3-3 温室効果ガス排出量の現状・・・・・・・・・・20

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

- 4-1 温室効果ガス排出量の将来推計・・・・・・・・・・24
- 4-2 温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・26

第5章 目標達成に向けた取組

- 5-1 再生可能エネルギーの利用促進・・・・・・・・・・29
- 5-2 省エネルギー・省資源の推進・・・・・・・・・・30
- 5-3 交通対策の推進・・・・・・・・・・32
- 5-4 「3R+1」の推進・・・・・・・・・・34
- 5-5 緑化保全の推進・・・・・・・・・・35

第6章 気候変動の影響に対する適応策

- 6-1 気候変動適応策の考え方・・・・・・・・・・36
- 6-2 気候変動適応策の分野・項目・・・・・・・・・・37
- 6-3 気候変動適応策の取組・・・・・・・・・・38

第7章 計画の進行管理と推進体制

- 7-1 計画の推進体制・・・・・・・・・・39
- 7-2 計画の進行管理・・・・・・・・・・39

第1章 計画の概要

※本計画では、国の統計資料やカーボンニュートラル関連施策との整合を図るため、原則として西暦表記を用いています。必要に応じて和暦を併記する場合がありますが、本文の読みやすさを確保するため、西暦を基本としています。

1-1 計画策定の背景

当村では、平成 14（2002）年 3 月に「西郷村地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、平成 18（2006）年度までに温室効果ガス排出量を 6%削減することを目標として、環境に対する負荷の低減に向けた取り組みを実施しました。平成 17（2005）年 3 月には、良好な環境の保全及び創造に組み、人と自然が調和した美しい西郷村を次世代に引き継いでいくことを基本理念とした「西郷村環境基本条例」を制定しました。その後、令和 2（2020）年 7 月には、環境の保全や様々な環境問題に対して積極的に取り組むため、「西郷村環境基本計画」を策定し、令和 3 年 5 月には「西郷村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、現在も環境に配慮した地球温暖化防止に関する取組を行っています。

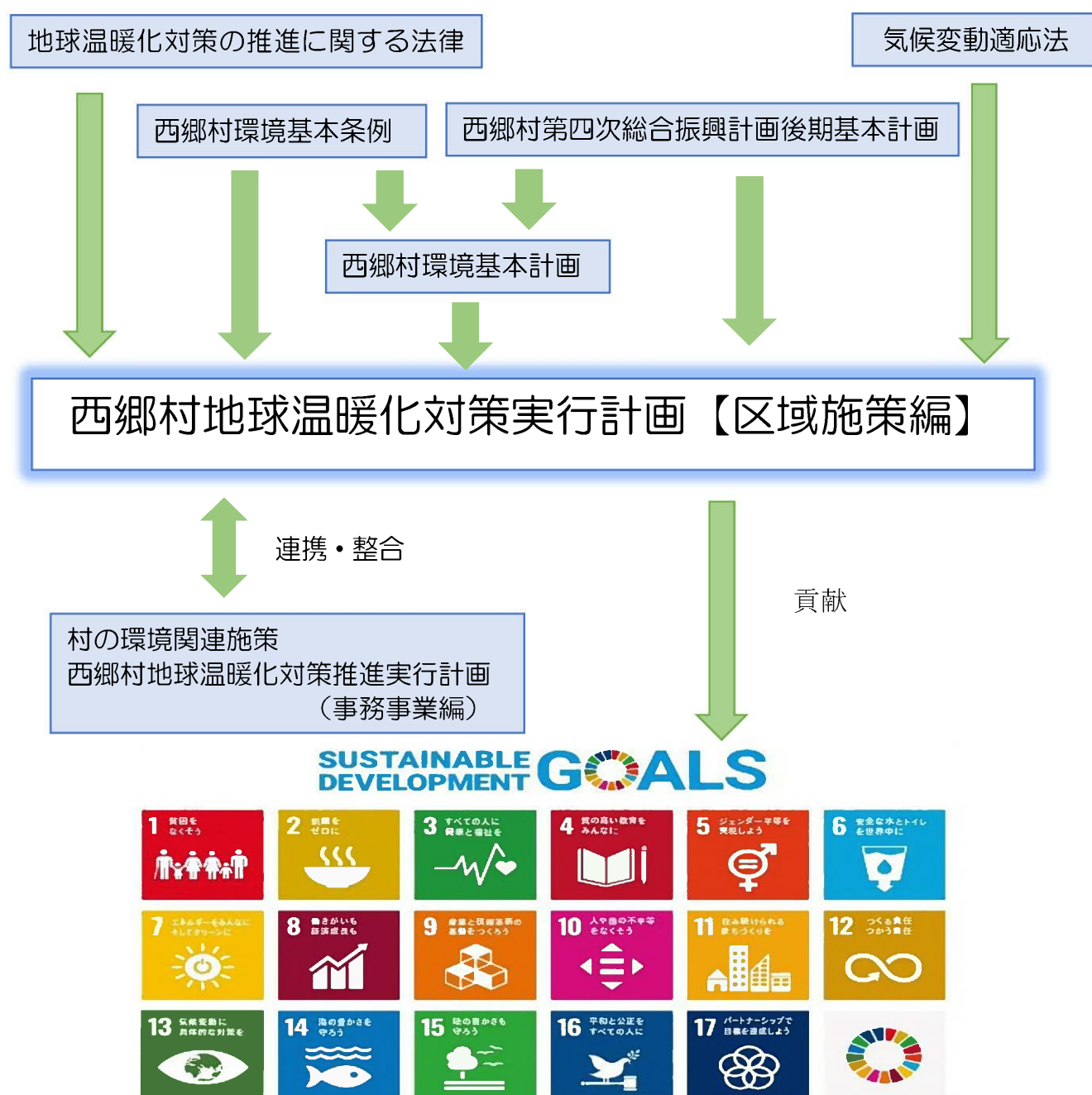
また、令和 5（2023）年 5 月に策定した「西郷村第四次総合振興計画後期基本計画」では、「自然環境の保全と共生」として地球温暖化対策の推進を掲げ、再生可能エネルギーの活用と地域循環型社会の構築を推進することとしています。今後、地球温暖化防止に資する総合的な施策を展開し、二酸化炭素排出量削減等の取り組みをさらに加速させるとともに、気候変動による被害を回避・軽減する必要があることから、本計画である「西郷村地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定するものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項の規定に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画に位置付けるものであり、村域全体の自然的・社会的条件を踏まえ、温室効果ガスの排出の抑制を総合的かつ計画的に展開し、並びに気候変動による影響の回避、軽減対策の推進を目的としています。

また、西郷村第四次総合振興計画後期基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）と取組の関係を位置付け、SDGsの理念や目標を踏まえ、施策を推進することとしており、本計画においても、関連する理念や目標を踏まえ施策を推進するものとします。

【西郷村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の体系図】



1-3 計画期間

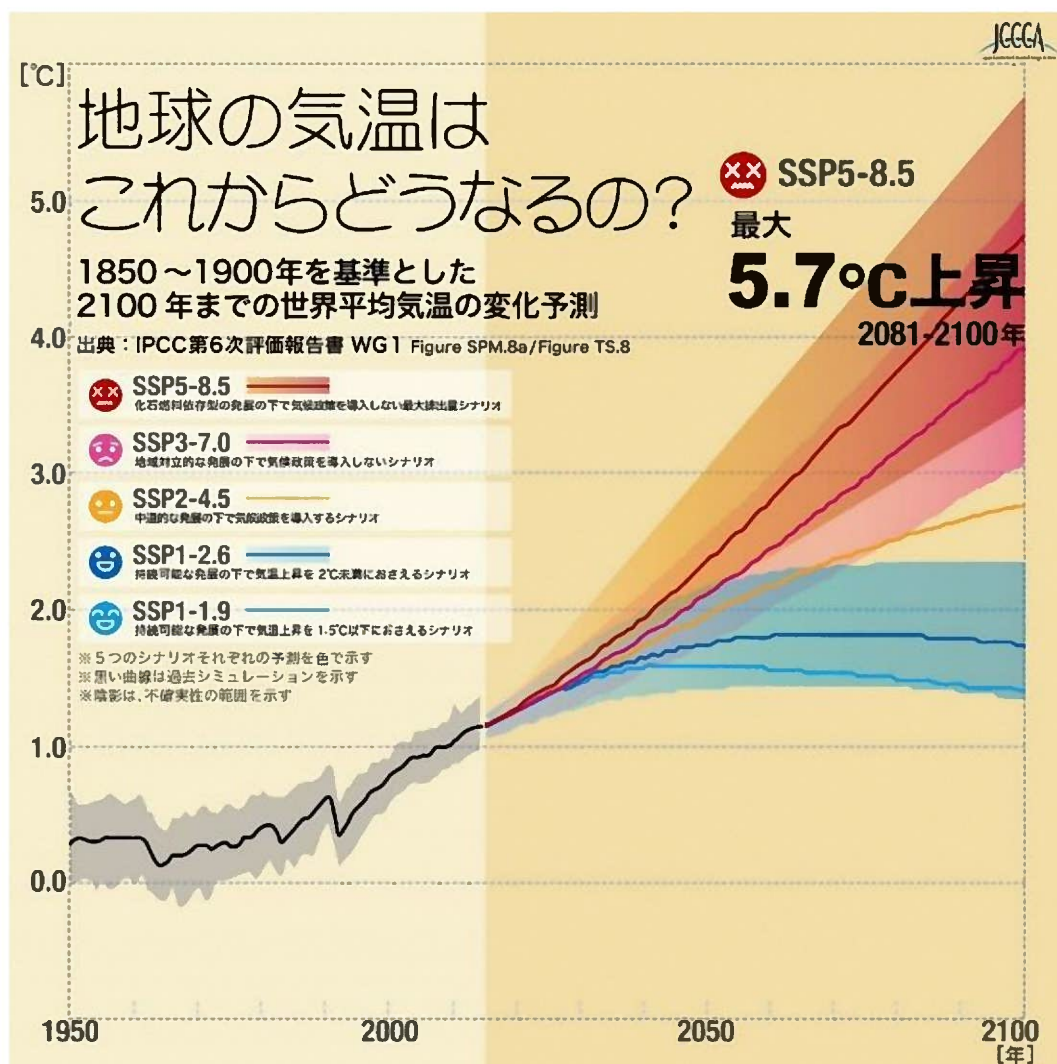
計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第2章 西郷村を取り巻く現状と課題

2-1 地球温暖化とは

(1) 地球温暖化とは

本来、大気中にある温室効果ガスは、地表面から放射される熱を吸収し、再放出することで地球の気温を一定に保つ役割を担っています。しかし、人為的影響などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇することで、地球の平均気温が上昇する現象が地球温暖化です。IPCC（国際気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書によると、気候政策を導入しない場合における最大排出量シナリオでは、2100年の世界地上平均気温は1850年から1900年を基準とした平均気温と比較して、最大で5.7℃上がるとの予測がされています。報告書では、極端に少雨の年と多雨の年の出現、また海水温上昇の影響により、強大な台風が発生しやすくなること、また、その影響により沿岸地域では浸水危険地帯の増加、内陸地域においては豪雨や強風による河川氾濫や、土砂災害等の甚大な被害をもたらす危険度が高まることが懸念されているほか、農作物の品質低下や熱中症リスクの増加等、様々な影響が懸念されています。



これからの地球気温

出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

IPCC 第6次評価報告書における SSPシナリオとは

シナリオ		シナリオの概要	近い RCPシナリオ ¹⁾ 1) IPCCAR5 で使われた 代表適定経路シナリオ
	SSP1-1.9	持続可能な発展の下で 気温上昇を 1.5℃以下におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 1.5℃以下に抑える政策を導入 21 世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	該当なし
	SSP1-2.6	持続可能な発展の下で 気温上昇を 2℃未満におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 2℃未満に抑える政策を導入 21 世紀後半に CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	RCP2.6
	SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030 年までの各国の国別削減目標(NDC)を 集計した排出量上限にほぼ位置する	RCP4.5 (2050 年までは RCP6.0 にも近い)
	SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ	RCP6.0 と RCP8.5 の間
	SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

出典: IPCC 第6次評価報告書および環境省資料をもとに JCCGA 作成

SSP シナリオとは

出典: 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

(2) 温室効果ガスの種類

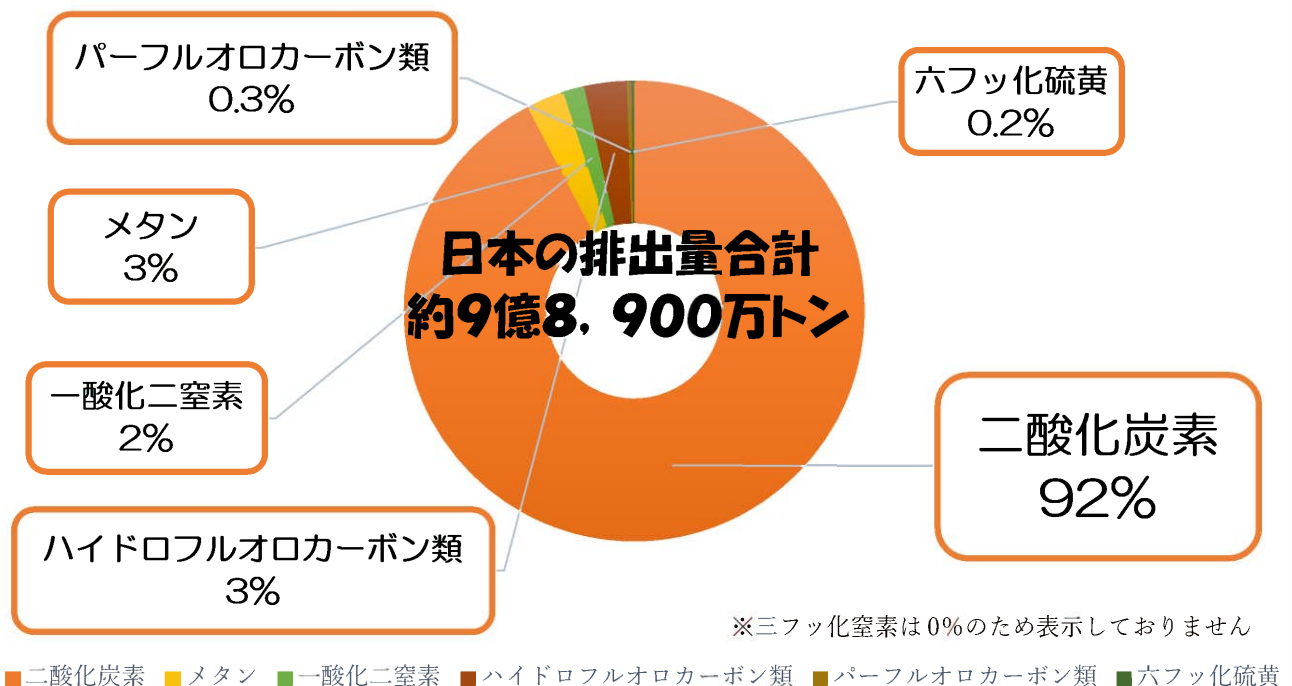
地球温暖化対策の推進に関する法律では、下記に示す7つのガスを温室効果ガスとして定めています。地球温暖化係数とは、二酸化炭素を1としたときの温室効果の大きさを示すもので、六フッ化硫黄であれば、二酸化炭素の22,800倍の温室効果があることになります。

しかし、排出量の比率で見ると、二酸化炭素が最も多く、日本全体の約9割を占めています。この傾向は世界全体の排出量でも同様です。

【温室効果ガスの種類】

温室効果ガスの種類		用途、排出源	地球温暖化係数	日本の2023年度排出量の比率
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	化石燃料の燃焼等によって発生する。	1	86.1%
	非エネルギー起源	廃棄物起源、工業プロセス（セメント・石灰石製造等）起源等から発生する。		6.3%
メタン (CH ₄)		農業部門、廃棄物埋立処分等から発生する。	25	2.7%
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料の燃焼、農業部門等から発生する。	298	1.5%
代替フロンガス等	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	エアゾール製品、カーエアコン等を使用される。	1,430等	3.0%
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体製造、電子部品等の不活性液体等を使用される。	7,390等	0.3%
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス、半導体等製造用等を使用される。	22,800	0.2%
	三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造プロセス等を使用される。	17,200	0.0%

2023年度日本における温室効果ガス排出量の割合



出典：環境省脱炭素社会以降推進室 温室効果ガスインベントリオフィス
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jcca.org/>) より

2-2 地球温暖化防止に向けた国内外の動向

(1) 国の取り組み

日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が平成 10（1998）年 10 月に公布され、平成 11（1999）年 4 月に施行されています。温対法では、地球温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度等、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、温対法に基づき、平成 17（2005）年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が策定され、京都議定書で定められた温室効果ガス排出量の平成 2（1990）年度比 6%削減に向けた取り組みが行われてきました。

平成 21（2009）年 9 月には、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を令和 2 年（2020）年までに平成 2（1990）年比で 25%削減するという高い目標が掲げられ、その後、東日本大震災を受け、令和 2 年（2020）年度の目標は、「平成 17（2005）年度比で 3.8%削減」へと変更されたのち、平成 27（2015）年 7 月、新たな約束草案として「令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 26%削減」という目標が国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。その後、国の「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量を「2050 年までに 80%削減」とする長期目標が掲げられ、令和 2（2020）10 月には「2050 年カーボンニュートラル※、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、令和 3（2021）年 4 月、政府は令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を、従来の 26%削減から 46%削減へと大幅に引き上げることを表明し、さらに令和 7 年 2 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定したところです。

※カーボンニュートラル：私たちの活動で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃にに向けた目標 ネットゼロ※を達成する年など （※温室効果ガス排出量を削減すること）
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 65% 以上削減 ※CO ₂ 排出量のピークを 2030年より前にすることを目標 (2005年比)	2060 年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 55% 以上削減 (1990年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 45% 削減 (2005年比)	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2035 年度において 60% 削減 (2013年比) 2040 年度において 73% 削減 (2013年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030 年までに 30% 削減 (1990年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2035 年までに 61-66% 削減 (2005年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

※日本はNDCを出し、表明等、表明よりさらに削減しています（2025年5月現在）

各国の削減目標

出典：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jcca.org/>）より

（２）福島県の取り組み

福島県では、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立するという困難な課題に取り組み、解決していくため、2013年（平成25年）3月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書事業」等の取り組みが進められてきました。さらに2016年（平成28年）3月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を改定し、福島イノベーション・コースト構想、福島新エネ社会構想の具体化など、地球温暖化対策に関連する新たな動きが出てきたことから、2017年（平成29年）3月に「地球温暖化対策推進計画」の再度見直しが行われ、2021年「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2022年「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ策定」、同年福島気候変動適応センターの設置、ふくしまカーボンニュートラル実現会議設立、2024年10月には事業者、県民等の理解と共感を得ながら一体となって取り組むことができるよう「福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」を制定し、更なる地球温暖化対策に取り組んでいます。

【国や県の温室効果ガス削減目標】

区分	根拠	目標年	削減目標
国	地球温暖化対策計画 2025年（令和7年） 2月改定	2035年 （令和17年）	2013（平成25年）年度比 60.0%削減
		2040年 （令和12年）	2013（平成25年）年度比 73.0%削減
		2050年 （令和32年）	実質排出量をゼロ
県	地球温暖化対策推進計画 2023年（令和5年） 3月改定	2030年 （令和12年）	2013（平成25年）年度比 50.0%削減
		2040年 （令和22年）	2013（平成25年）年度比 75.0%削減
		2050年 （令和32年）	実質排出量をゼロ

★福島イノベーション・コースト構想

福島県浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構想を目指す国家プロジェクト。国や福島県等が一体となりプロジェクトを推進しています。

★福島新エネ社会構想

福島全県を新たなエネルギー社会のモデル創出拠点とする構想。エネルギー分野から復興を後押しします。再生可能エネルギーの導入を拡大するとともに再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」「使う」ための実証や、県内各地でのスマートコミュニティ構築などを推進している。

（３）地球温暖化防止に向けた西郷村のこれまでの取り組み

◇地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の実施

西郷村では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）と西郷村環境基本条例や西郷村第四次総合振興計画後期基本計画に基づき、西郷村役場庁舎等の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）を目的に「西郷村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、庁内でも節電等取組を行い二酸化炭素排出量削減に力を入れており、令和３年度、令和４年度を比較すると庁内では6.38%の削減を達成しております。

◇住宅用太陽光発電システム設置費補助

当村では、平成23（2011）年度から環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化防止を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費の一部を補助してきました。なお、所期の目的が達成されたとして、令和3（2022）年度をもって補助制度を終了しました。実施期間の11年間における補助件数は399件でした。

◇地球温暖化対策事業

当村では、令和4（2022）年度から村施設の一部をグリーンカーテンやグランドカバー植物などで覆い、緑化することで室内温度を下げ、冷房機器の使用を抑える取組を実施しています。その効果を継続的に検証した結果、建物の表面温度は約3℃の低下が確認できました。将来的には効果の高い植生等について村内の各家庭に紹介するなど、緑化の推進を実施していきます。特に夏野菜については温暖化対策と併せて作物を収穫できるなど、メリットがあり、家庭でも取り組む意欲につながりやすくなっているため、試験的に多くの種類の作物を活用し効果についてPRを実施していきます。

◇西郷村生ごみ処理機等購入費補助金

当村では、令和4（2022）年度から家庭から出る生ごみの減量化及び再生利用を推進し、生活環境の向上を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入費用の一部を補助しています。令和5年度の補助件数は24件でした。

2-3 本村の現状

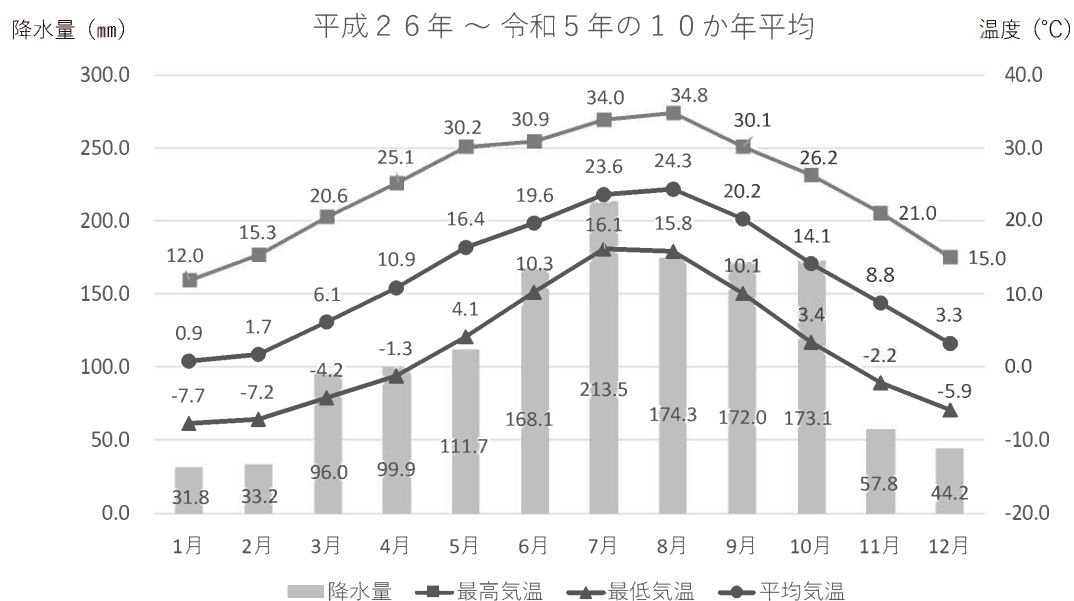
西郷村は、明治 22 年に誕生しました。もとは、那須山麓に位置する白河藩山根一万石の 14 の村（山根 14 ヶ村）でした。この地域は山間高冷地のため土地生産性が低く、人々の暮らしは困窮していました。また、戊辰戦争の戦地となり、村々は全域にわたり戦火を浴びました。明治に入ると、村々は数度の再編を繰り返し、明治 21 年の市制、町村制の公布により合併が決定され、翌明治 22 年に現在の西郷村となりました。

西郷村の大きな発展は、高度成長期の昭和 40 年代からです。その大きな要因が道路等の交通網の整備でした。西郷村は、明治 16 年から整備が始められた陸羽街道、現在の国道 4 号が本村を南北に縦断するなどの素地がありました。昭和 48 年、原中地区に東北自動車道白河インターチェンジ、さらに昭和 57 年には東北新幹線の新白河駅が設置されたことにより、首都圏との移動時間の短縮効果を生み、多くの企業が進出し、人口増加と産業振興を促進しました。以来、本村は東北の玄関口という地理的優位性を生かし、産業・経済・交通の基点として繁栄しています。その一方で、豊かな自然があることも本村の魅力のひとつです。村の西部は日光国立公園の一部となっており、三本槍岳、旭岳などの山々が連なっています。秋には紅葉が色づき、観光に訪れる方が多くいます。また、福島県を縦貫する阿武隈川の源流があり、雄滝、雌滝などの数多くの滝や美しい渓谷を見ることができます。

令和 2 年に実施された国勢調査では人口が 20,808 人となり、前回調査と比較し 2.4% 人口が増加しました。他市町村では人口減少傾向にある中、西郷村は人口が増加している数少ない村であり、都市的な面と自然豊かな面が共存する村“さわやか高原公園都市にしごと”として、発展を続けています。

【資料：西郷村村勢要覧 2023（資料編）】

（1）気候



資料：白河測候所

■ 降水量

降水量 (mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成26年	13.0	108.5	132.0	116.0	81.5	190.0	240.5	217.5	89.0	288.0	59.5	59.5
平成27年	42.0	27.5	76.0	156.0	38.0	140.5	209.5	138.0	265.0	21.5	129.5	63.0
平成28年	73.0	44.5	37.5	128.0	83.5	97.5	54.0	302.0	286.0	48.5	58.5	65.5
平成29年	35.0	21.0	63.5	72.0	83.5	129.5	253.0	168.0	126.0	315.5	25.5	36.0
平成30年	44.0	10.5	167.5	10.8	188.5	46.0	132.0	167.5	212.0	94.0	21.5	19.0
平成31年	3.5	10.5	77.5	81.5	137.5	360.5	341.5	155.0	166.0	591.5	51.5	19.0
令和2年	59.5	20.0	74.5	130.0	134.0	155.0	339.0	119.0	106.5	101.5	15.5	0.5
令和3年	16.5	38.5	176.0	98.5	106.5	185.5	208.5	221.0	139.0	130.0	62.5	122.0
令和4年	14.5	29.0	82.0	118.5	144.5	138.5	234.5	133.5	166.5	59.0	76.0	31.0
令和5年	16.5	22.0	73.5	87.5	119.5	237.5	122.0	121.5	163.5	81.0	78.0	26.5
平均	31.8	33.2	96.0	99.9	111.7	168.1	213.5	174.3	172.0	173.1	57.8	44.2

■ 最高気温

温度 (°C)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成26年	10.2	16.5	23.0	23.7	31.5	33.5	35.1	35.6	29.4	26.1	21.9	14.8
平成27年	12.3	12.7	20.7	28.8	30.4	29.6	34.5	35.9	28.3	24.0	20.9	14.9
平成28年	15.4	16.5	19.1	23.7	29.7	29.6	31.9	34.0	31.0	27.6	20.5	15.9
平成29年	12.1	17.4	16.4	25.1	31.7	28.0	33.5	32.1	28.2	27.2	20.6	12.3
平成30年	11.4	10.0	23.5	28.9	29.5	32.4	35.0	35.7	29.1	27.0	19.7	17.2
平成31年	10.3	15.1	19.9	23.6	32.9	28.3	33.9	35.0	32.6	28.0	21.7	14.3
令和2年	12.1	17.4	19.3	21.4	29.2	32.7	30.4	35.5	31.7	24.2	21.6	13.4
令和3年	12.0	19.9	22.3	22.5	27.1	29.5	34.9	34.9	28.6	27.4	19.5	14.1
令和4年	9.6	11.7	19.4	26.9	29.2	34.1	35.5	34.6	30.1	26.7	20.7	15.4
令和5年	14.1	16.2	22.1	26.4	31.1	31.2	34.9	34.7	32.2	23.9	23.3	17.6
平均	12.0	15.3	20.6	25.1	30.2	30.9	34.0	34.8	30.1	26.2	21.0	15.0

■ 最低気温

温度 (°C)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成26年	-6.3	-7.6	-5.2	-1.0	2.3	12.9	15.9	16.1	8.8	2.3	-2.1	-8.5
平成27年	-7.3	-6.4	-3.7	-2.8	5.6	8.6	15.2	15.2	10.6	4.1	-0.6	-4.4
平成28年	-7.8	-6.3	-3.5	-0.5	6.4	7.8	14.8	17.7	9.9	2.3	-4.5	-5.9
平成29年	-7.6	-5.8	-5.0	-2.4	4.7	7.9	17.2	14.7	8.6	3.9	-5.0	-4.8
平成30年	-10.3	-8.5	-3.8	-0.3	3.2	10.1	16.2	12.7	10.9	3.7	-0.5	-6.2
平成31年	-6.1	-7.2	-3.9	-1.7	2.2	11.9	14.0	16.6	10.6	5.7	-1.8	-5.0
令和2年	-5.1	-8.0	-1.8	0.2	4.1	13.3	14.7	17.8	9.9	4.0	-2.3	-6.3
令和3年	-9.9	-7.5	-4.4	-1.2	5.5	11.8	17.3	15.8	10.9	2.1	-3.2	-8.0
令和4年	-7.2	-7.3	-7.4	-1.5	4.3	10.7	18.3	12.2	9.8	0.7	-0.1	-4.8
令和5年	-9.4	-7.7	-3.7	-1.4	2.8	7.9	17.5	19.4	11.1	4.8	-1.9	-5.2
平均	-7.7	-7.2	-4.2	-1.3	4.1	10.3	16.1	15.8	10.1	3.4	-2.2	-5.9

■ 平均気温

温度 (°C)

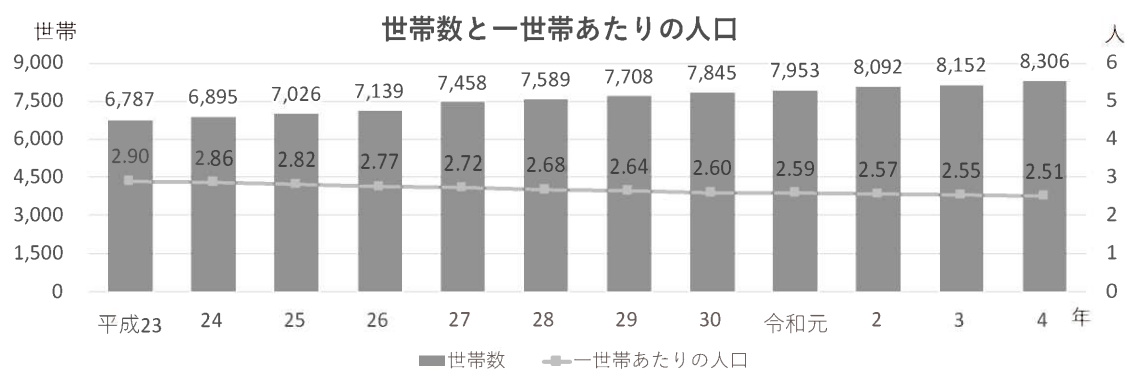
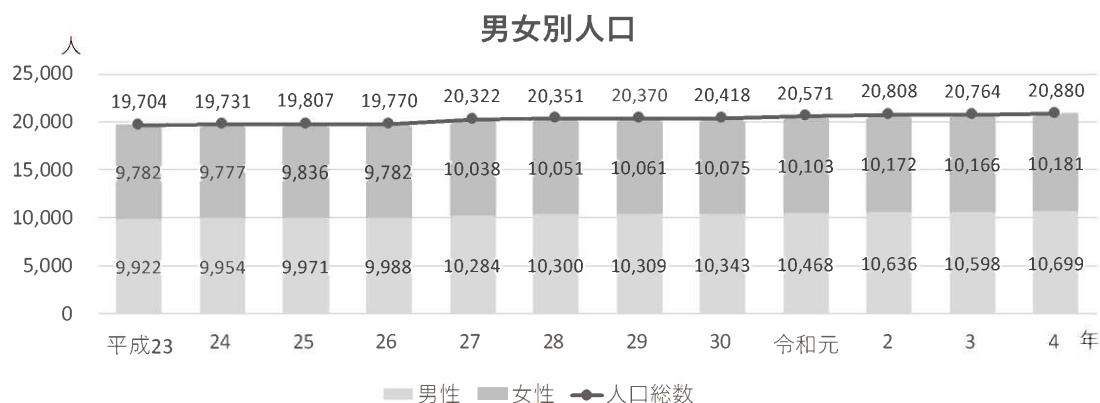
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成26年	0.3	0.3	4.7	10.2	16.3	20.0	23.1	23.4	18.4	14.0	8.7	1.6
平成27年	1.1	1.2	5.7	11.3	17.8	19.2	23.9	22.9	18.8	14.1	9.5	4.8
平成28年	1.3	2.3	5.9	11.5	16.7	19.6	22.2	24.1	20.9	14.5	7.0	4.5
平成29年	1.0	1.6	3.8	10.4	16.7	18.4	24.3	22.8	19.2	13.5	7.4	1.7
平成30年	-0.1	0.4	6.4	12.6	16.1	19.9	25.8	24.4	19.4	14.6	9.7	3.5
平成31年	0.8	2.6	5.8	9.5	16.8	18.6	21.5	25.3	21.2	15.4	8.6	4.0
令和2年	2.8	3.5	6.3	8.8	16.4	20.6	21.6	26.0	20.8	13.3	9.2	2.8
令和3年	0.1	2.7	7.9	10.6	16.0	19.9	23.4	24.1	18.7	14.1	8.6	3.0
令和4年	0.2	0.5	6.0	11.8	15.5	19.7	24.4	23.9	21.2	13.3	10.1	2.5
令和5年	1.0	1.7	8.2	11.9	15.7	20.3	25.5	26.5	23.4	14.4	9.2	4.2
平均	0.9	1.7	6.1	10.9	16.4	19.6	23.6	24.3	20.2	14.1	8.8	3.3

(2) 人口

○人口・世帯数の推移【資料：国勢調査・現住人口調査（令和4年10月1日現在）】

単位：人

区分	世帯数	人口総数			人口密度 (1km ² あたり)	世帯あたりの 人員
		総数	男	女		
平成23年	6,787	19,704	9,922	9,782	102	2.90
平成24年	6,895	19,731	9,954	9,777	103	2.86
平成25年	7,026	19,807	9,971	9,836	103	2.82
平成26年	7,139	19,770	9,988	9,782	103	2.77
平成27年	7,458	20,322	10,284	10,038	106	2.72
平成28年	7,589	20,351	10,300	10,051	106	2.68
平成29年	7,708	20,370	10,309	10,061	106	2.64
平成30年	7,845	20,418	10,343	10,075	106	2.60
令和元年	7,953	20,571	10,468	10,103	107	2.59
令和2年	8,092	20,808	10,636	10,172	108	2.57
令和3年	8,152	20,764	10,598	10,166	108	2.55
令和4年	8,306	20,880	10,699	10,181	109	2.51



○人口動態の推移【資料：国勢調査・現住人口調査（令和４年１０月１日現在）】

自然増減

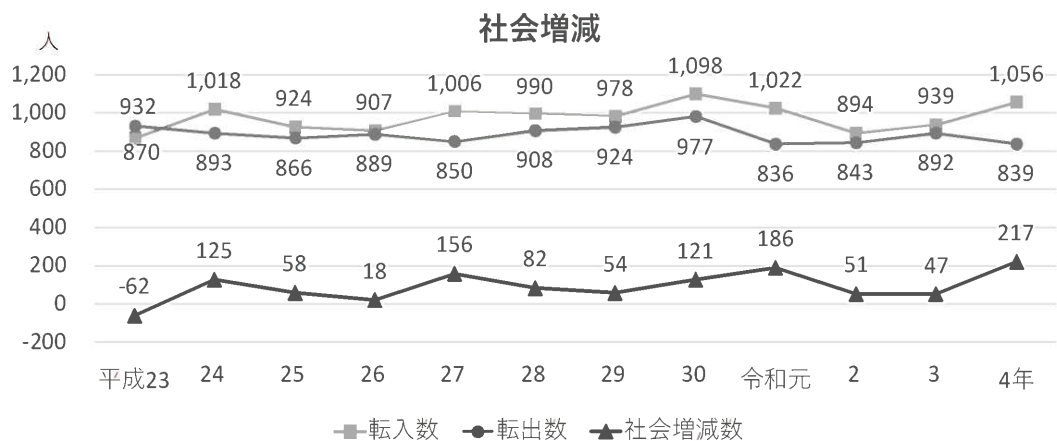
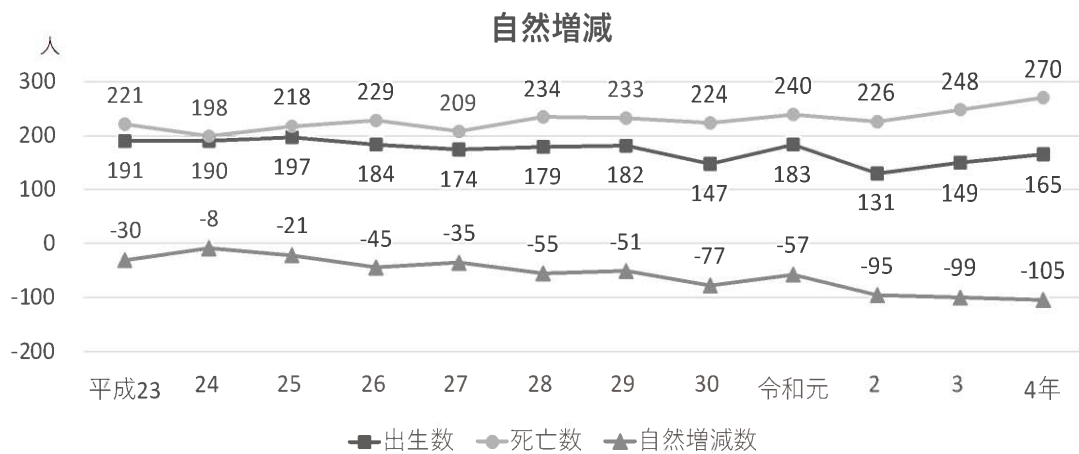
単位：人

	出生	死亡	自然増加数
平成23年	191	221	-30
平成24年	190	198	-8
平成25年	197	218	-21
平成26年	184	229	-45
平成27年	174	209	-35
平成28年	179	234	-55
平成29年	182	233	-51
平成30年	147	224	-77
令和元年	183	240	-57
令和2年	131	226	-95
令和3年	149	248	-99
令和4年	165	270	-105

社会増減

単位：人

	転入	転出	社会動態数
平成23年	870	932	-62
平成24年	1,018	893	125
平成25年	924	866	58
平成26年	907	889	18
平成27年	1,006	850	156
平成28年	990	908	82
平成29年	978	924	54
平成30年	1,098	977	121
令和元年	1,022	836	186
令和2年	894	843	51
令和3年	939	892	47
令和4年	1,056	839	217



○人口の推移【資料：国勢調査・現住人口調査（令和２年１０月１日現在）】

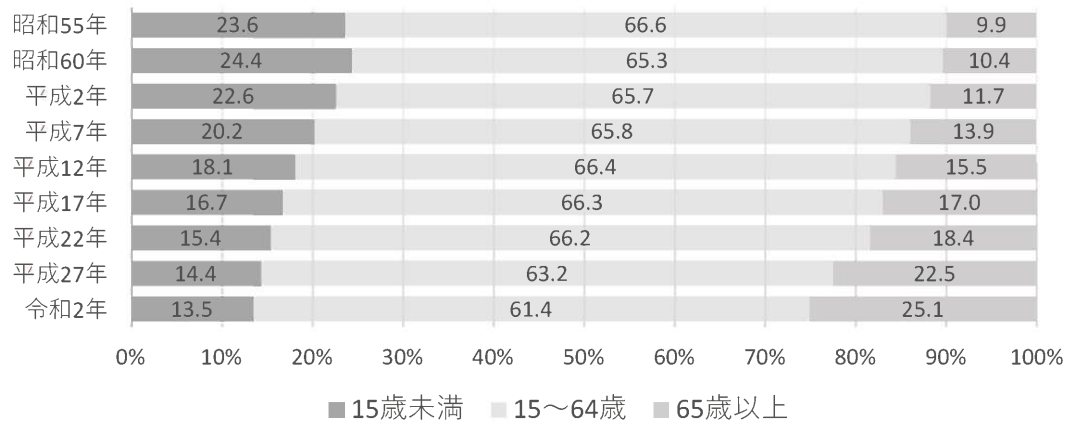
各年齢層別

※構成比の合計は、小数点以下で四捨五入する桁の関係から必ずしも100%にはならない

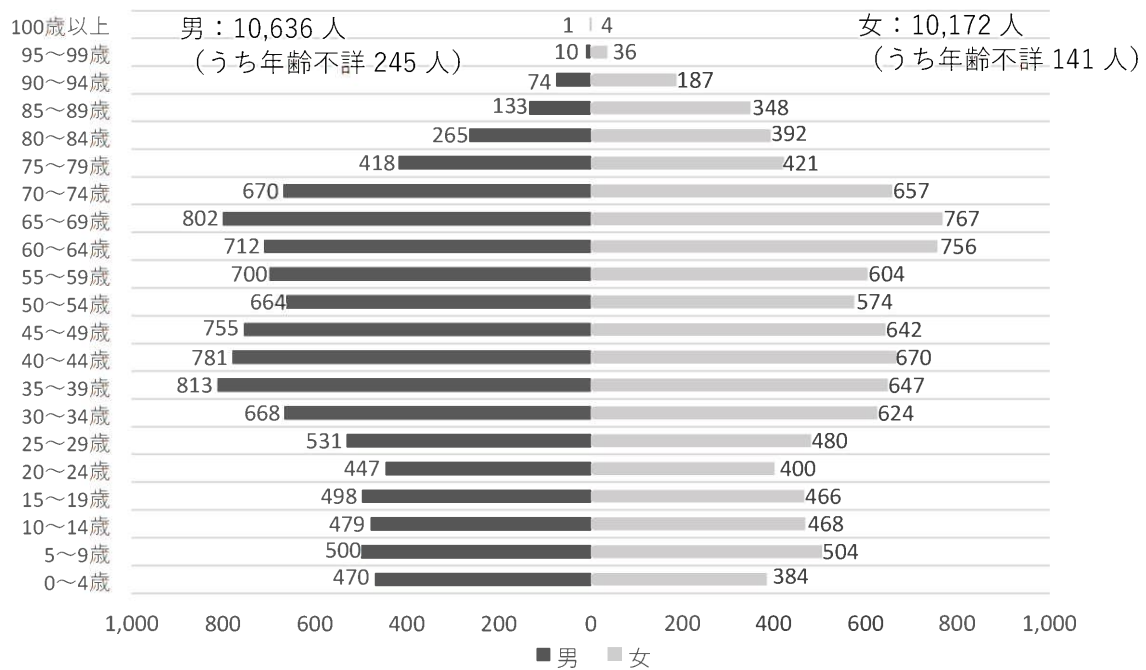
単位：人

区分	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳～）		年齢不詳	計
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
昭和55年	3,002	23.6	8,485	66.6	1,257	9.9		12,744
昭和60年	3,564	24.4	9,545	65.3	1,513	10.4		14,622
平成2年	3,661	22.6	10,642	65.7	1,891	11.7		16,194
平成7年	3,626	20.2	11,797	65.8	2,495	13.9	2	17,920
平成12年	3,382	18.1	12,377	66.4	2,882	15.5	1	18,642
平成17年	3,259	16.7	12,905	66.3	3,315	17.0	15	19,494
平成22年	3,022	15.4	12,991	66.2	3,610	18.4	144	19,767
平成27年	2,868	14.4	12,621	63.2	4,487	22.5	346	20,322
令和2年	2,805	13.5	12,432	61.4	5,185	25.1	386	20,808

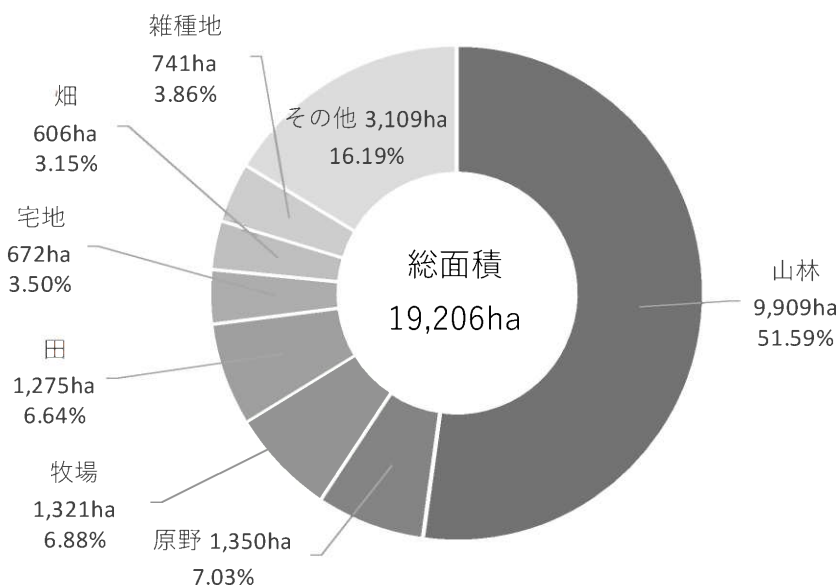
構成比の推移



5 段階級別(令和 2 年国勢調査:総人口 20,808 人)



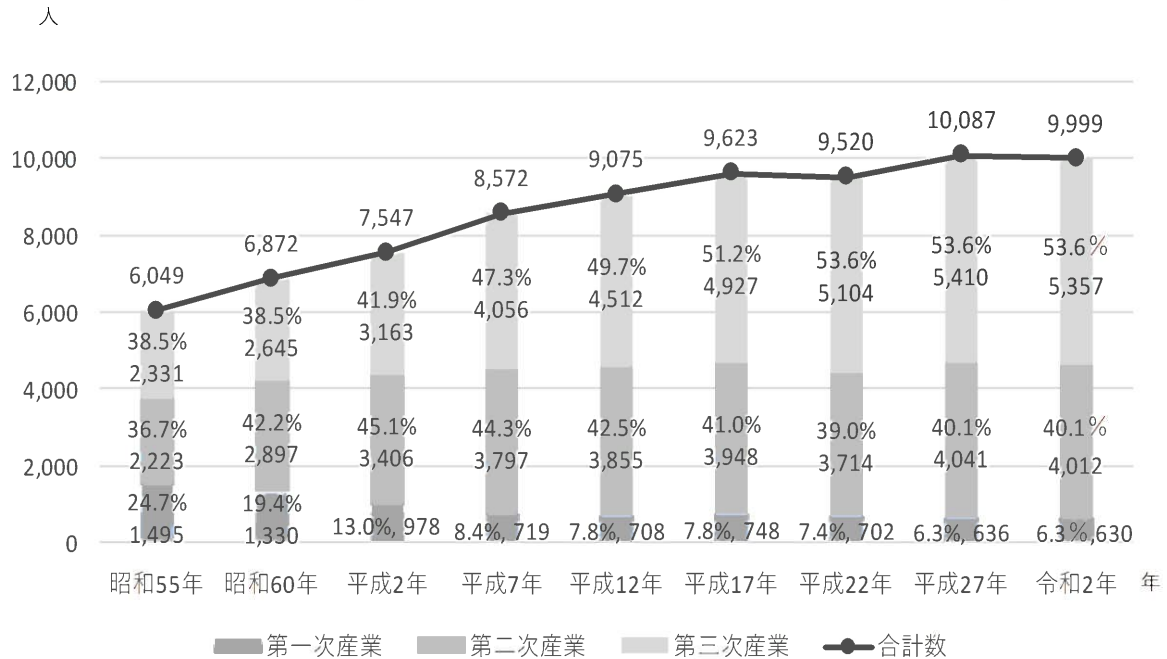
(3) 土地の利用状況



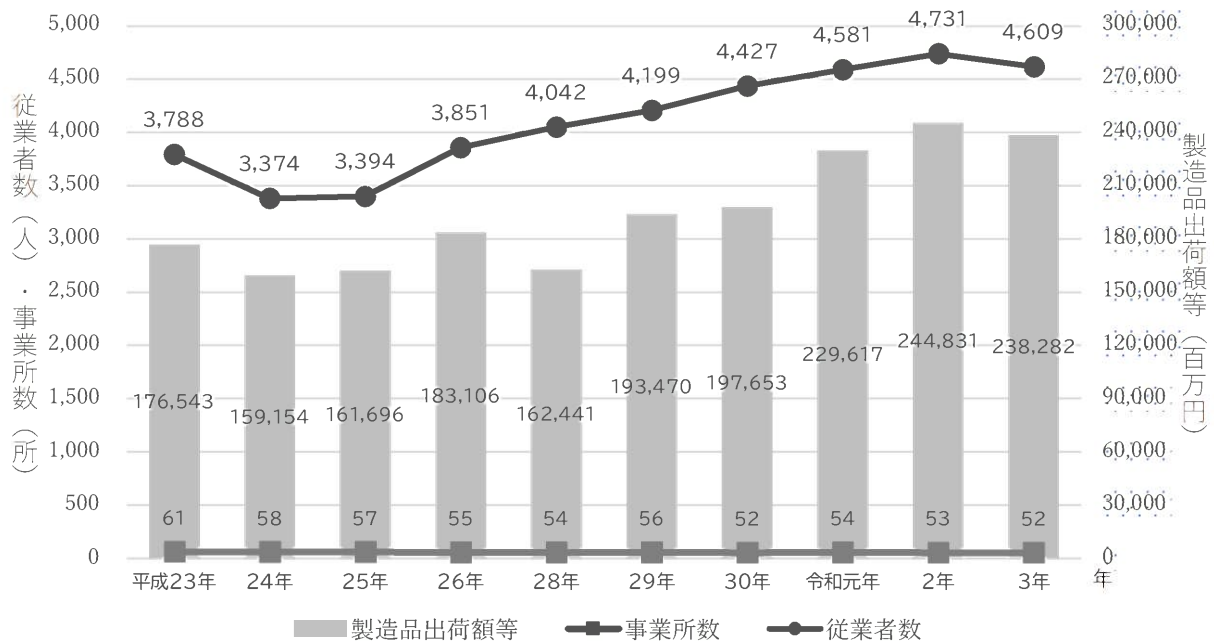
資料：固定資産概要調書（令和 4 年 1 月 1 日現在）

(4) 産業

○産業別就業者の推移【資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）】

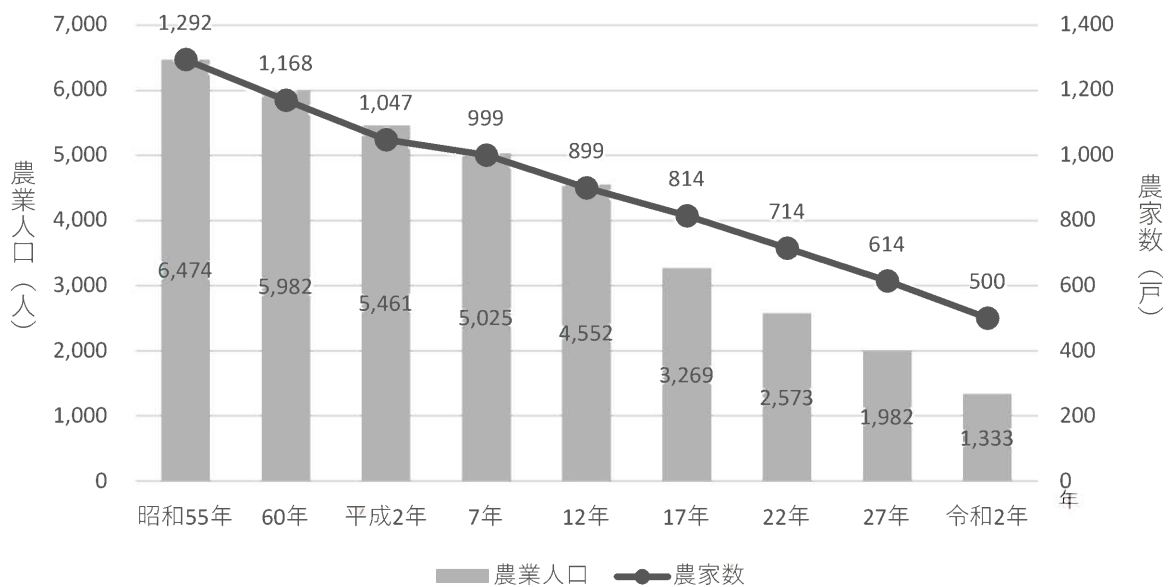


○製造業従業者数・出荷額等【資料：経済センサス（令和3年6月1日現在）】



※製造品出荷額等は、製造品出荷額・加工賃収入額・廃物出荷額・その他収入額の合計を指す

○農家数・農業人口の推移【資料：農林業センサス（令和2年6月1日現在）】



（5）ごみ

○ごみの収集処理状況

【資料：廃棄物処理事業の実態調査（令和4年3月31日現在）】

単位：世帯・人・t

区分	ごみの処理					
	収集世帯	収集人口	収集量			
			総数	焼却施設	埋立	その他
平成23年度	7,379	19,592	5,987	5,035	0	251 701
平成24年度	7,611	19,975	6,090	5,192	0	231 667
平成25年度	7,618	19,850	6,088	5,167	0	242 679
平成26年度	7,741	19,897	6,142	5,197	0	261 684
平成27年度	7,883	19,989	6,613	5,593	0	255 765
平成28年度	7,982	20,027	6,352	5,439	0	228 685
平成29年度	8,123	20,036	6,651	5,774	0	186 691
平成30年度	8,198	20,101	6,658	5,750	0	214 694
令和元年度	8,253	20,151	6,761	5,848	0	201 712
令和2年度	8,353	20,121	6,833	5,798	0	189 846
令和3年度	8,410	20,154	7,123	6,144	0	181 798
令和4年度	8,568	20,271	7,118	6,134	0	178 806

2-4 本村における課題

本村における現状を踏まえ、今後の基本施策となる項目ごとに課題を整理しました。

(1) 再生可能エネルギーの利用促進について

家庭や事業所における温室効果ガス排出量の削減への取り組みのひとつとして、再生可能エネルギーの利用促進が必要となります。西郷村では住宅用太陽光発電システム設置費補助により 399 件の申請がありました。一方で今後の課題の一つとして発電した再生可能エネルギーを蓄電する畜エネの利用が挙げられます。太陽光発電設備の普及促進により、より効率的な電気の使用が求められる現在、さらなる取組として今後は蓄電池の利用について啓発を行っていくことが課題として挙げられます。併せて、今後予想される太陽光パネルの処分についても、リサイクルに係る補助事業を案内し適切な処分が行われるよう啓発を進めてまいります。また、村が率先して、太陽光発電設備を公共施設等に導入することにより、村民への波及効果が期待できます。近年、自然災害が頻発化・激甚化する中、大規模停電が発生した場合でもエネルギー供給が可能な「自立分散型再生可能エネルギー」に対する期待の高まりも踏まえ、今後は、再生可能エネルギーの導入拡大にとどまらず、地域で活用する「エネルギーの地産地消」への転換を推進していくことが必要です。

※蓄エネ：電気を蓄える取り組み

(2) 省エネルギー・省資源化の推進について

家庭や事業所における LED 器具は、一定の普及はしているものの、今後も LED 器具をはじめとする省エネ家電を利用促進する必要があります。また、家庭のエネルギーについては昨今の温暖化の影響により、夏場の冷房エネルギーの消費や、冬場の暖房エネルギーについても、省エネルギー住宅の推進を図り、環境負荷の少ない生活スタイルへの転換を図る必要があります。特に事業所や公共施設においても、エネルギー効率の高い設備・機器等の導入を促進し、省エネ対策に取り組むことが必要です。

(3) 交通対策の推進について

家庭や事業所においては、特に電気自動車の普及促進を行い、充電設備等のインフラ整備を推進していく必要があります。また、エコドライブの推進や公共交通の利用促進も継続して普及啓発を図る必要があります。

(4) 「3R+1」の推進について

ごみの減量化に向けたごみの分別の取組については定着しつつあるものの、村外からの移住者を含め、さらなる減量に向けた普及啓発を図る必要があります。また、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源としての再利用（リサイクル）、再使用（リユース）の 3R 活動を推進し、さらに不要なものを買わない（リフューズ）もしくは、物を修理して長く使う（リペア）ことをプラスした取り組みを行う必要があります。

（５）緑化保全の推進について

水源のかん養、自然災害の抑制、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を有する森林は、私たちが豊かに生活する上で大切なものとなっています。森林吸収源対策を推進していくため、これら森林が持つ多面的機能を保全する必要があります。また、山地里山の保全を図るとともに良好な景観を維持するだけでなく、特に大規模太陽光発電に起因する災害には注意が必要となります。西郷村では過去に太陽光による山林の大規模開発があり、村民の生命の安全と再生可能エネルギー、そして自然環境との調和は十分に注意を図る必要があります。

第3章 西郷村の温室効果ガス排出状況

3-1 本計画の対象とする温室効果ガス

排出される温室効果ガスの大部分は二酸化炭素（CO₂）であるため、エネルギー起源及び一般廃棄物起源の二酸化炭素を対象とします。また、国や県との整合を図るため、平成 25（2013）年度を基準年度とします。

3-2 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガスの現況推計は「地方公共団体実行計画（区域施策編）」策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、環境省において算出した全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値を活用します。また、対象とする部門については、策定・実施マニュアルに基づき、エネルギー起源の CO₂ 排出量を「産業」、「業務その他部門」、「家庭」、「運輸」の4部門、エネルギー起源以外の CO₂ 排出量を「廃棄物」としております。

※エネルギー起源CO₂とは、燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出されるCO₂を指し、エネルギー起源以外CO₂とは、工業プロセスの化学反応で発生、排出されるものや廃棄物で発生、排出されるCO₂を指します。

CO₂排出量の算定対象とする部門

ガス種	部 門		内 容
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量
		建設業・鉱業	建設業、鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量
	家庭部門		一般家庭（自動車を除く）におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量
	運輸部門	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量
		自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物部門		廃棄物の焼却処分に伴い発生する二酸化炭素排出量

3-3 温室効果ガス排出量の現状

平成 25（2013）年度以降、本村の温室効果ガス排出量は、増減はあるが全体的におおむね横ばいであり、令和 4（2022）年度の排出量は平成 25（2013）年度比で約 2.4%の減少となっており、部門別での傾向を見てみると、産業部門は微増、業務その他部門は約 38%の減少、家庭部門は約 18.4%の減少、運輸部門は約 6.8%の減少となっています。

温室効果ガスの排出量は、電力の二酸化炭素排出係数※や様々な外部要因も影響しているため、本村の削減に向けた取組状況と完全には一致しませんが、温室効果ガスの排出量を削減するためには、家庭部門及び運輸部門を中心に実効性の高い施策を展開する必要があります。製造業に関しては高止まりをしており、グラフ内でも一番大きな割合を示していますが、企業の動向は情勢によって大きく変化するため、カーボンニュートラル実現に向けたエコな機械への転換や、熱循環等の効率化に係る設備投資は高額であり、企業にとって設備投資の判断が難しい点が課題となります。そのためハード面は市町村財政内のサポートではなく、国の補助事業など、国の施策によるサポートが、費用対効果が高く効率的となります。製造業には国の補助事業の紹介等を交えながらソフト面でのサポートに力を入れ、村の政策による変化が効果的と考えられる家庭部門と運輸部門に着目するとともに、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、村民、事業者、行政が連携して地球温暖化対策に取り組む必要があります。

温室効果ガスの排出量の推移

単位：千 t - CO₂

部 門		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
産業部門	製造業	158	166	133	161	155
	建設業・鉱業	1	1	2	2	2
	農林水産業	10	17	17	19	20
業務その他部門		36	36	35	26	24
家庭部門		38	37	34	32	35
運輸部門	自動車（旅客）	25	24	25	25	25
	自動車（貨物）	17	18	18	18	17
	鉄道	2	1	1	1	1
廃棄物部門		2	2	3	2	2
合 計		289	304	268	286	281

※小数点以下については表示しておりませんが合計数には含まれています。

単位：千 t - CO₂

部 門		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
産業部門	製造業	187	199	184	188	171
	建設業・鉱業	2	1	2	2	2
	農林水産業	18	18	16	13	12
業務その他部門		25	25	21	23	22
家庭部門		32	32	29	32	31
運輸部門	自動車（旅客）	25	25	22	21	23
	自動車（貨物）	17	17	16	17	17
	鉄道	1	1	1	1	1
廃棄物部門		2	2	3	3	3
合 計		310	322	293	300	282

※小数点以下については表示しておりませんが合計数には含まれています。

出典：環境省自治体排出量カルテ

【※排出係数】

温室効果ガスの排出量は直接測定するのではなく、経済統計などで用いられる「活動量」（例えば電気、ガスなどの使用量）に、活動量の種類ごとの「排出係数」を掛けて求めます。すなわち、排出係数とは、活動量当たりの温室効果ガス排出量を表した数値を意味します。このうち電気の排出係数は、電気を発電する際に消費した燃料の種類や量によって決まります。発電所の発電方式やその稼働状況は、電力会社ごと・年度ごとに異なるため、電力会社や年度が変わると電気の排出係数も変化し、温室効果ガス排出量の算定結果に大きく影響します。例えば、化石燃料を大量に消費する火力発電への依存が高まると、排出係数も上昇し、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量を増加させる要因となります。太陽光発電や水力発電などの再生可能エネルギーにより発電された電気は、発電の際に化石燃料を消費しないため、排出係数がゼロとなります。温室効果ガスの排出削減のためには、エネルギー消費量を削減するだけでなく、排出係数がゼロ、もしくは少ないエネルギーを選択することも有効な手段となります。

電力排出係数は、再生可能エネルギーの普及等もありますがおおむね横ばいにあります。国が掲げる令和 12（2030）年度の目標値（0.37kg-CO₂/kWh）に向けて、電力部門における脱炭素化の更なる取組が求められています。

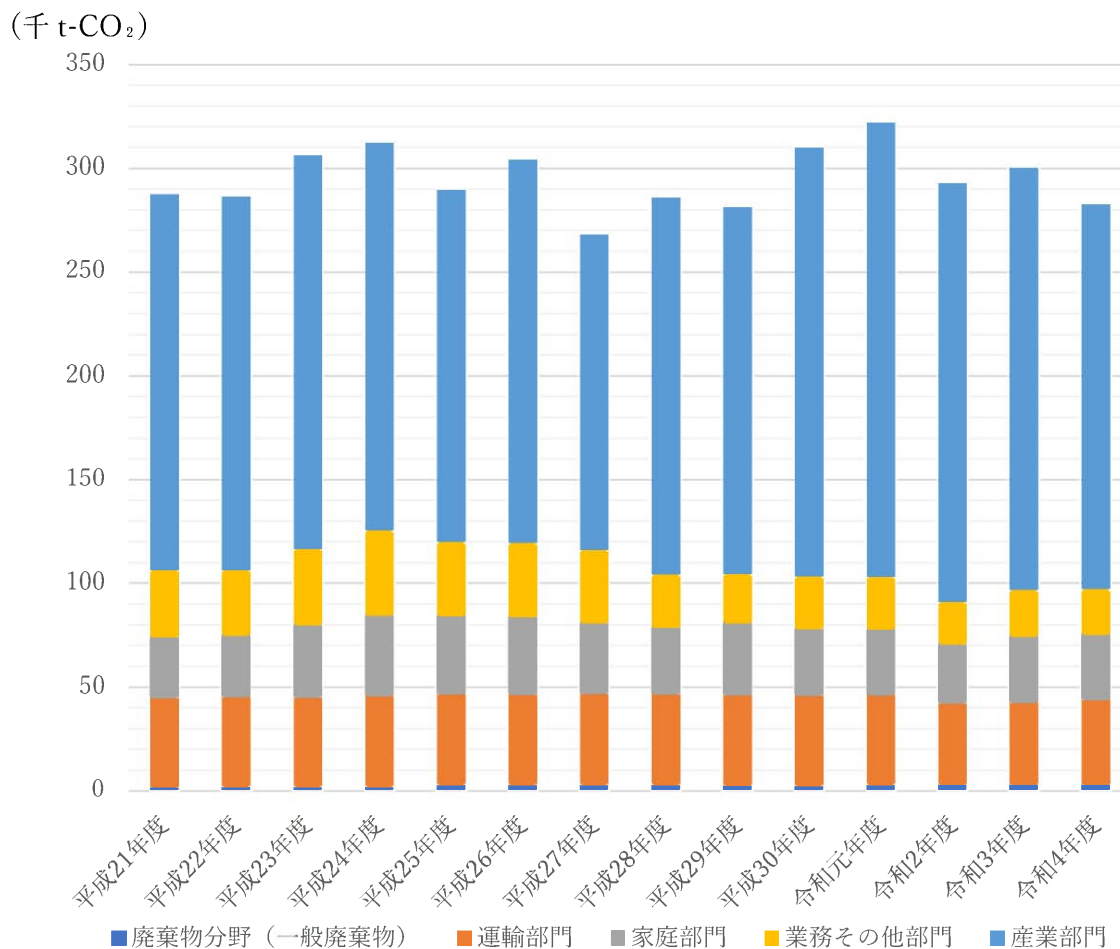
電力排出係数の推移（参考：東北電力株式会社）（単位：kg-CO₂/kWh）

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
電力排出係数	0.589 (0.591)	0.573 (0.571)	0.559 (0.556)	0.548 (0.545)	0.523 (0.521)

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
電力排出係数	0.528 (0.522)	0.521 (0.519)	0.457 (0.476)	0.589 (0.591)	0.573 (0.571)

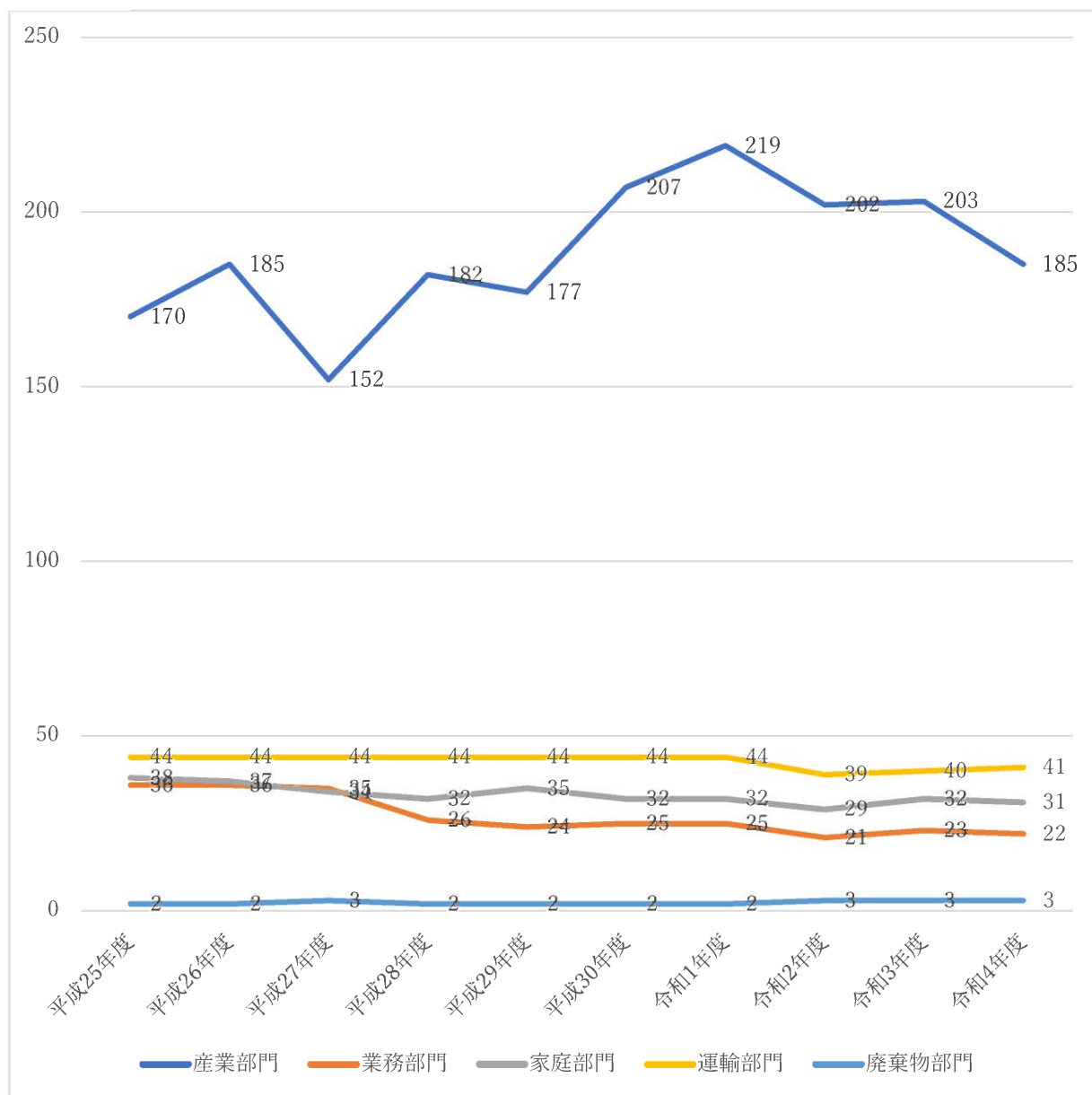
※（）内は再生可能エネルギーの固定価格買取制度等に伴う調整を反映前の値

温室効果ガスの排出量の推移（全体）



温室効果ガスの排出量の推移（部門別）

（千 t-CO₂）



第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

4-1 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計の方法

目標設定にあたっては、現状の傾向がそのまま推移した場合（現状すう勢ケース※）の目標年度における温室効果ガス排出量を推計します。

ここでは、各部門で使用した活動指標について、過去の推移から将来の値を推測し、現状年である令和 4（2022）年度と目標年度である令和 12（2030）年度の活動量を用いて算出します。

環境省提供の地方公共団体実行計画策定支援サイトのツール及び西郷村人口ビジョンの将来人口の統計資料を活用して排出量の実績及び現状すう勢排出量を算出しました。

※現状すう勢ケース（BAU：Business as usual）とは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量をいいます。

BAU 排出量 = 現状年度の温室効果ガス排出量 × 活動量変化率

目標年度想定活動量 / 現状年度活動量

将来推計に用いた活動量指標

部 門		活動量指標	活動量の想定	令和 4 年度 (2022 年 度) (実績)	令和 12 年度 (2030 年 度) (推計)
産業部門	製造業	製造品出荷額	過去の傾向及び将来人口より設定	278 億円	350 億円
	建設業・鉱業	従業員数	過去の傾向及び将来人口より設定	712 人	779 人
	農林水産業	従業員数	過去の傾向及び将来人口より設定	441 人	449 人
業務その他部門		従業員数	過去の傾向及び将来人口より設定	5,446 人	5,282 人
家庭部門		世帯	過去の傾向及び将来人口より設定	8,562 世帯	8,908 世帯
運輸部門	自動車(旅客)	保有台数	過去の傾向及び将来人口より設定	15,896 台	16,996 台
	自動車(貨物)	保有台数	過去の傾向及び将来人口より設定	3,708 台	3,808 台
	鉄道	人口	西郷村人口ビジョンより設定	20,317 人	20,328 人
廃棄物部門		可燃物排出量	過去の傾向及び将来人口より設定	3,000 t	4,000 t

温室効果ガス排出量の将来推計結果

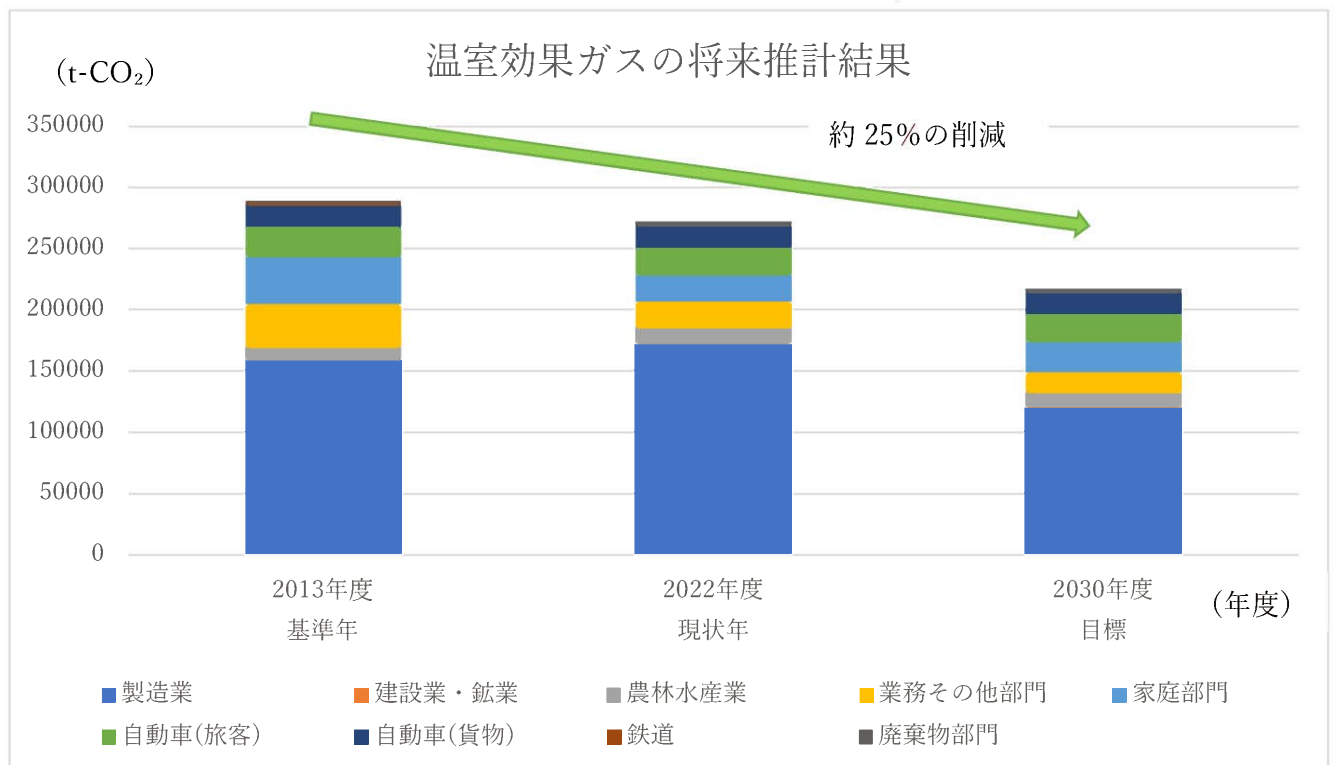
単位：t - CO₂

部 門		現況排出量		BAU 排出量 (現状すう勢ケース)	
		平成 25 年度 (2013 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	平成 25 年度比 (2013 年度 比)
産業部門	製造業	158,000	171,000	119,021	▲24.7%
	建設業・鉱業	1,000	2,000	1,781	78.1%
	農林水産業	10,000	12,000	11,031	10.3%
業務その他部門		36,000	22,000	17,628	▲51.0%
家庭部門		38,000	31,000	24,213	▲36.3%
運輸部門	自動車(旅客)	25,000	23,000	23,000	▲8.0%
	自動車(貨物)	17,000	17,000	17,000	0.0%
	鉄道	2,000	1,000	646	▲67.7%
廃棄物部門		2,000	3,000	3,000	▲50.0%
合計		289,000	282,000	217,320	▲24.8%

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計の結果

将来の温室効果ガス排出量を推計した結果、令和 12 (2030) 年度における総排出量は、平成 25 (2013) 年度における総排出量と比べて減少し、平成 25 (2013) 年度比では約 25% の削減が見込まれます。

※電力排出係数：2030 年度の国の目標値 (0.37kg-CO₂/kWh) を使用



4-2 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス削減目標の意義と国・県の動向

温室効果ガス削減目標とは、任意の基準に対して、将来的に削減する温室効果ガスの割合を示すものです。

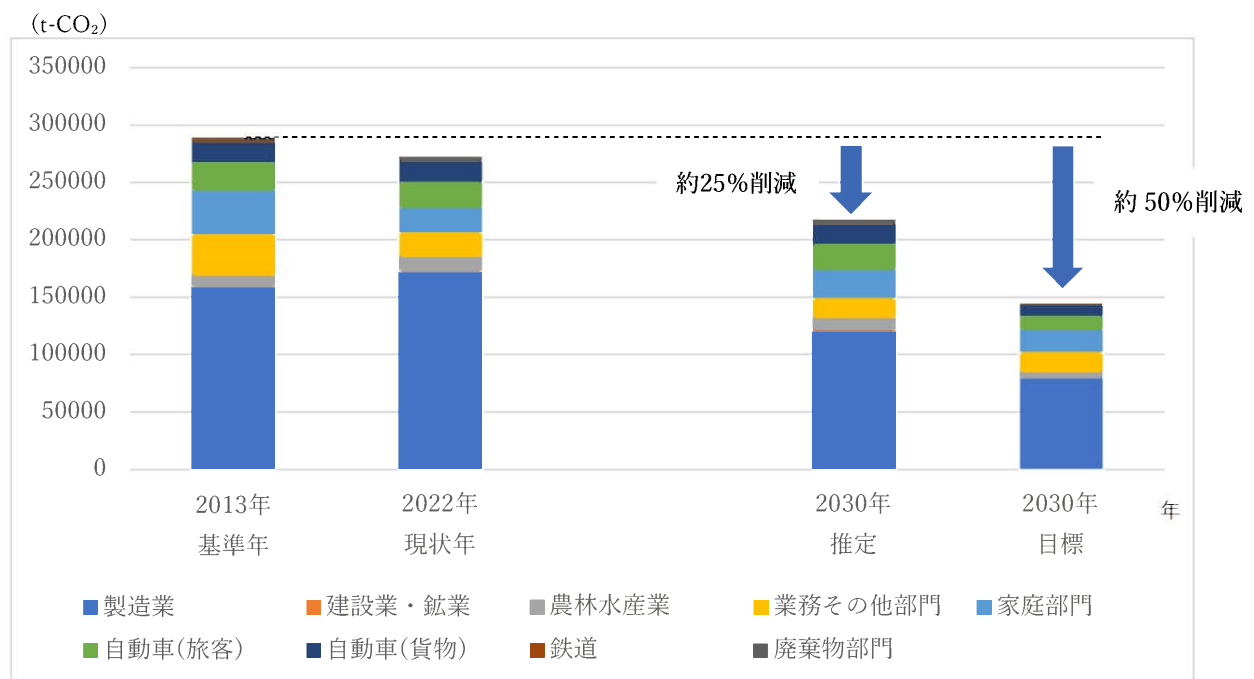
国では、平成 28（2016）年 5 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標を掲げていましたが、令和 3（2021）年 10 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 46%削減とする目標に改定しました。

県では、令和 3（2021）年 12 月に策定した「福島県地球温暖化対策推進計画」において、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比 50%削減とする中期目標を掲げ、令和 3（2021）年度に、「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」を作成し、対策の効果が得られているか確認が行われています。

(2) 本村の令和 12（2030）年度の削減目標

本村における将来推計の算定結果から令和 12（2030）年度には、平成 25（2013）年度比で BAU 排出量として、約 25%の削減が推定されます。そのため、本村においても温室効果ガス排出量削減の施策を意欲的に推進するため、さらに 25%分の削減を上積みし、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比 50%削減の設定を行うこととします。

令和 12（2030）年度目標 50%削減（平成 25（2013）年度比）

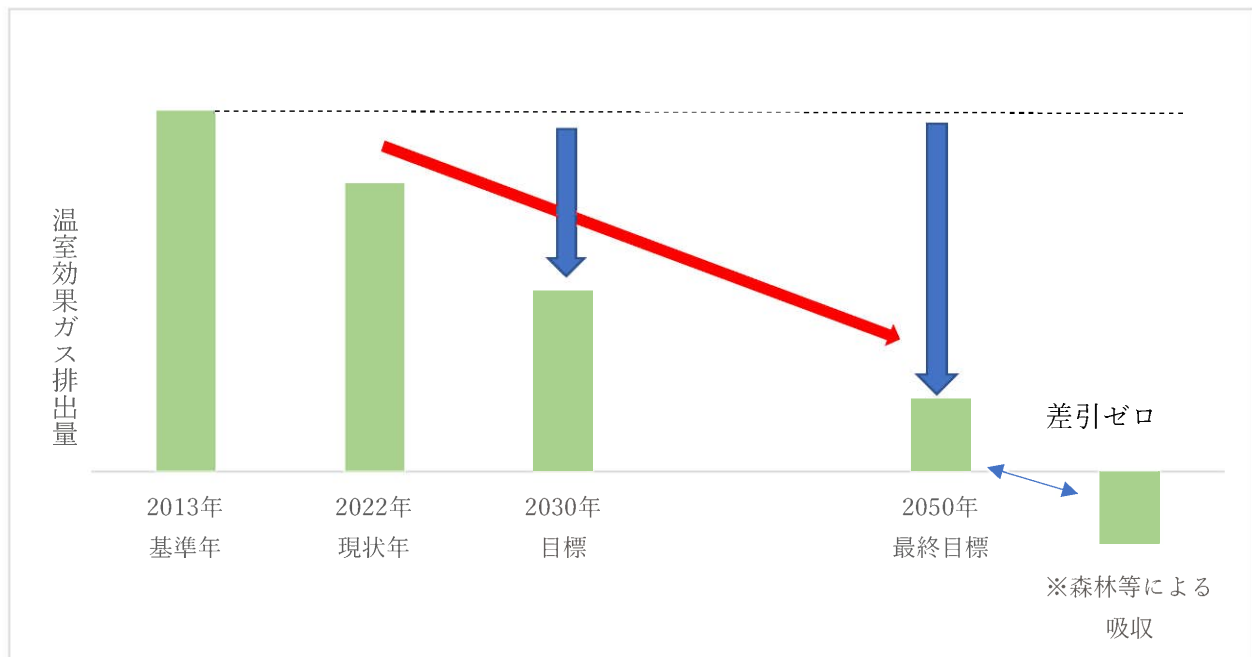


温室効果ガス排出量の実績と目標（目安）

温室効果ガス排出量の総量目標

部 門		総量目標			
		基準年	現状年	目標年	
		平成 25 年度 (2013 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	平成 25 年度比 (2013 年度 比)
		排出量	排出量	目標排出量	基準年比
産業部門	製造業	158,000	171,000	77,364	▲51.0%
	建設業・鉱業	1,000	2,000	1,247	24.7%
	農林水産業	10,000	12,000	7,721	▲22.8%
業務その他部門		36,000	22,000	11,810	▲67.2%
家庭部門		38,000	31,000	14,528	▲61.8%
運輸部門	自動車(旅客)	25,000	23,000	14,260	▲43.0%
	自動車(貨物)	17,000	17,000	15,317	▲9.9%
	鉄道	2,000	1,000	530	▲73.5%
廃棄物部門		2,000	3,000	1,860	▲7.0%
合計		289,000	282,000	144,637	▲50.0%

2050 年カーボンニュートラルの実現イメージ



【※森林等による吸収】

森林では樹木による二酸化炭素吸収が行われているが正確な二酸化炭素吸収量を割り出すことは難しい。人工林のスギやヒノキの場合であれば年間の二酸化炭素吸収量は 1ha あたり約 11 トン (CO₂/年) となっている。また、森林が成熟すると吸収係数がやや減少し 2050 年では 1ha あたり 8.5 トン (CO₂/年) と予想される。2020 年時点での西郷村の森林面積は 12,995ha (農林業センサスより) あり、仮に村内の森林面積が横ばいのまま進み、3 分の 1 がスギの木と仮定すると約 36,000 トンの CO₂を吸収すると予想される。

第5章 目標達成に向けた取組

本計画においては「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項」の規定で定める施策分野（再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用促進、緑化の保全及び廃棄物の発生抑制、循環型社会の形成等）を踏まえつつ、本村の地域特性を生かしながら、目標達成に取り組むべき施策を設定します。

また、下記のとおり本計画で掲げる本村の温室効果ガス排出量削減に向けた施策の体系を示します。

基本施策	主要施策
1 再生可能エネルギーの利用促進 削減率：最大 35%	・創エネ・蓄エネの導入促進 ・太陽光発電設備の適正指導 ・公共施設への太陽光発電設備の導入促進 ・エネルギーの地産地消の推進
2 省エネルギー・省資源の推進 削減率：最大 40%	・省エネルギー住宅の推進 ・脱炭素型ライフスタイルへの転換 ・村有施設におけるLED化 ・防犯灯のLED化
3 交通対策の推進 削減率：最大 38%	・電気自動車等次世代自動車の導入促進 ・エコドライブの推進 ・公共交通機関の利用促進
4 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進 削減率：最大 38%	・ごみ減量化に向けた普及啓発の促進 ・ごみの減量化の推進 ・ごみのリサイクルの推進
5 緑化保全の推進 削減率：最大 14%	・森林の保全と活用 ・山地里山の保全と活用 ・良好な景観の保全と活用

5-1 再生可能エネルギーの利用促進

温室効果ガスを排出しない太陽光等の再生可能エネルギーの有効利用を促進します。

創エネ・蓄エネの導入促進

家庭における太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進し、創エネルギー、蓄エネルギー※の普及拡大に取り組むことで、温暖化対策及び災害時の機能強化を図ります。

施策目標	現況（令和5年度）	目標（令和12年度）
家庭用太陽光発電設備導入件数 （10kW 未満）	888 件	1,028 件 （年 20 件ずつ増加計算）

※創エネルギー、蓄エネルギー：電気を自ら創る取り組みと電気を蓄える取り組み

太陽光発電設備の適正指導

「西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例」に基づく指導等により、適正な太陽光発電による再生可能エネルギー導入を図ります。また、「西郷村太陽光発電設備設置事業指導要綱」に基づき事業者に対し適正な事業活動と事業内容について十分な住民説明を行うよう指導を続けます。令和7年度時点で相談は継続的に行っていますが、新規での大規模なメガソーラー発電について申請はありません。

公共施設への太陽光発電設備の導入促進

災害時において防災拠点・避難所となる公共施設の機能強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、公共施設における太陽光発電設備及び蓄電池の導入を促進します。

施策目標	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）
太陽光発電設備導入公共施設数	3 施設	12 施設

（導入済施設：西郷村文化センター、小田倉小学校、西郷第一中学校）

エネルギーの地産地消の推進

効率的なエネルギーの利用や地域活性化、災害時の停電時のリスクを低減させることにもつながるエネルギーの地産地消について、調査を進めます。

5-2 省エネルギー・省資源の推進

省エネルギー機器の普及促進及び省エネルギー住宅の普及を図り、住宅の省エネルギー化を推進します。また、一人ひとりが地球温暖化問題を自らの問題として捉え、環境負荷の少ない生活スタイルへの転換を図ります。

省エネルギー住宅の推進

- ・エネルギー効率の高い機器の普及促進を推進します。（LED照明や省エネ家電製品の買換え）
- ・ZEHの普及を図るため、家庭用太陽光発電設備及び蓄電池の普及啓発を促進します。
- ・ZEBを実施し、建物の高断熱化・省エネ設備によるエネルギー削減、太陽光発電などによるエネルギーの創出を図ります。
- ・住宅における効率的なエネルギー管理を促進するため、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の導入を推進します。

★ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

消費する年間の一次エネルギー（空調・給湯・照明・換気）の収支をゼロにすることを旨とした住宅のこと（高断熱、高効率、省エネ、再生可能エネルギー）

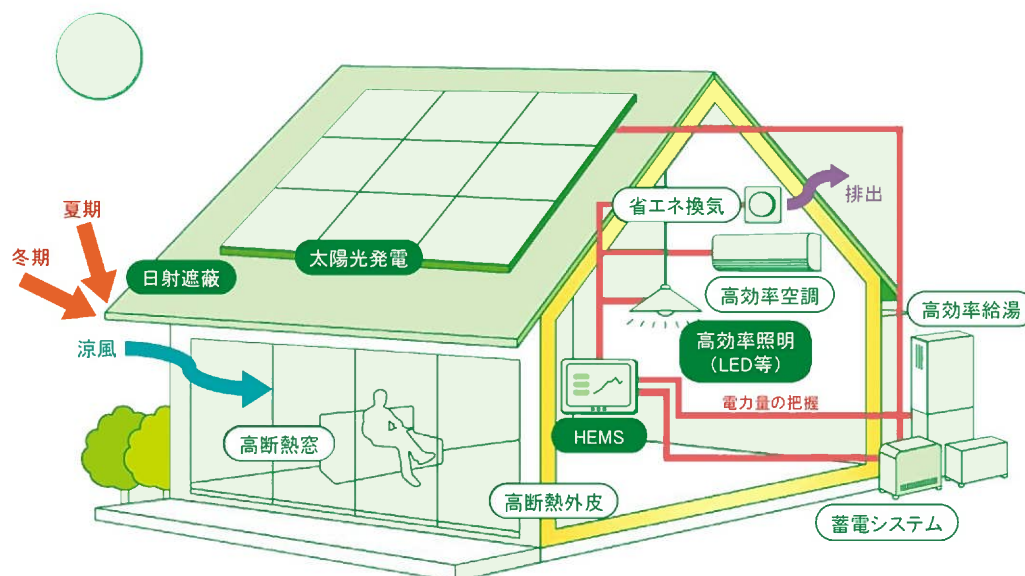
★ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）

建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を実質的にゼロにすることを旨とした建物のこと（省エネ、創エネ）

★HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）

エネルギーの使用状況を表示し、空調や照明等の機器が最適な運転となることを促す住宅のエネルギー管理システムのこと

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）のイメージ



イラスト：資源エネルギー庁より

脱炭素型ライフスタイルへの転換

- ・省エネ型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を村民に広げ、脱炭素型ライフスタイルの行動変容を促進します。
- ・福島県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、広報紙、パンフレットやホームページ等を通して広報啓発活動を推進します。
- ・脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が必要になるため、環境省が取り組む「ゼロカーボンアクション 30」の取り組みを推進します

ゼロカーボン アクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！



エネルギーを 節約・転換しよう！ 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化	太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！ 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 11 窓や壁等の断熱リフォーム 12 蓄電池（車載の蓄電池） 13 省エネ給湯器の導入・設置 14 暮らしに木を取り入れる 15 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 16 働き方の工夫	CO2 の少ない 交通手段を選ぼう！ 17 スマートムーブ 18 ゼロカーボン・ドライブ	食ロスをなくそう！ 19 食事を食べ残さない 20 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 21 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 22 自宅でコンポスト
環境保全活動に 積極的に参加しよう！ 23 樹林やゴミ拾い等の活動	CO2 の少ない製品・ サービス等を選ぼう！ 24 脱炭素型の製品・サービスの選択 25 個人のESG投資	3R（リデュース、 リユース、リサイクル） 26 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 27 修理や修繕をする 28 フリマ・シェアリング 29 ゴミの分別処理	サステナブルな ファッションを！ 30 今持っている服を長く大切に着る 31 長く着られる服をじっくり選ぶ 32 環境に配慮した服を選ぶ

令和3年度9月作成 環境省 cool choice

村有施設におけるLED化

共施設等において、エネルギー効率の高い設備・機器の導入を促進します。すでに公共施設の大半を LED 照明へと転換しており、今後は新規で建設される建物等について引き続き照明のLEDを導入します。

防犯灯のLED化

村では防犯灯の LED 照明化を進めております。今後も引き続き新規で設置される防犯灯についてLED照明の設置を進めます。

施策目標	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）
防犯灯LED化件数	2,520 件	2,580 件

5-3 交通対策の推進

従来型のガソリン車に比べて燃費が良く、走行時に CO₂ の排出量が少ない、環境にやさしいエコカーの普及促進を図ります。また、公共交通機関の利用を促進し、環境負荷の低減を図ります。

次世代自動車の導入促進

- ・電気自動車やプラグインハイブリッド車等の次世代自動車の普及促進を図ります。
- ・公用車や公共交通機関車両への次世代自動車の導入を推進します。
- ・電気自動車用充電設備の設置を推進します。

施策目標	現況（令和 6 年度）	目標（令和 12 年度）
公用車の次世代自動車の導入数	5 台	10 台

※次世代自動車：電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）

エコドライブの推進

アイドリングストップなどのエコドライブ運動の普及啓発を図ります。

【エコドライブの 10 のすすめ】

1	自分の燃費を把握しよう	日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。
2	ふんわりアクセル「e スタート」	日々の運転において、やさしい発進を心掛けるだけで、10%程度燃費が改善します。
3	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。
4	減速時は早めにアクセルを離そう	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。2%程度燃費が改善します。
5	エアコンの使用は適切に	暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチを OFF にしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチを ON にしたままだと12%程度燃費が悪化します。
6	ムダなアイドリングはやめよう	10分間のアイドリング（エアコン OFF の場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。
7	渋滞を避け、余裕をもって出発しよう	出かける前に、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。
8	タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。
9	不要な荷物はおろそう	車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。
10	走行の妨げとなる駐車はやめよう	迷惑駐車はやめましょう。迷惑駐車は他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。

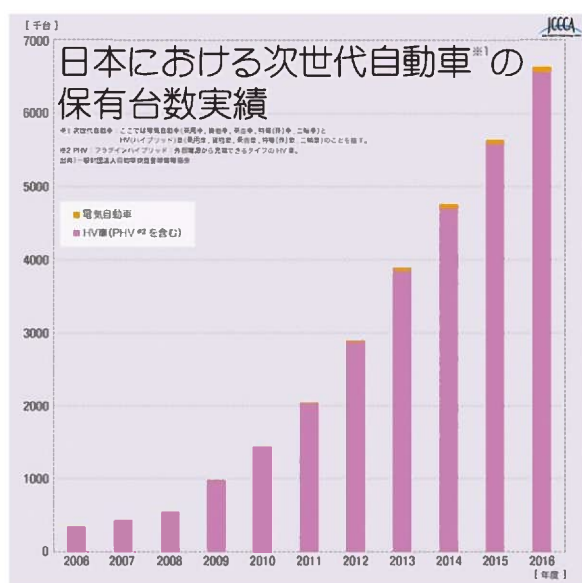
資料：エコドライブ普及連絡会

公共交通機関の利用促進

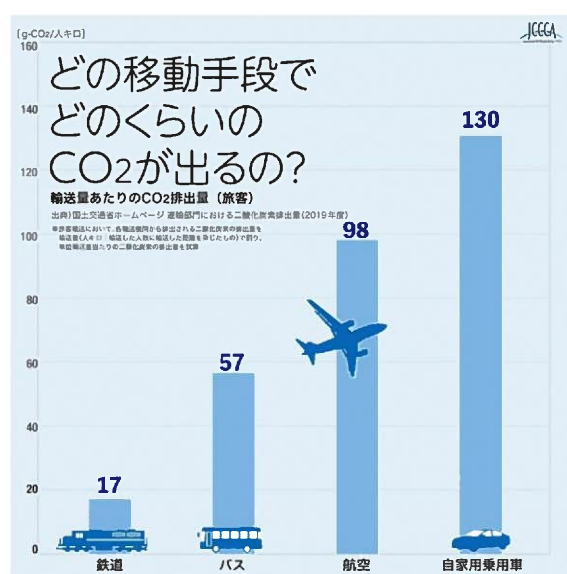
西郷村地域公共交通網形成計画に基づき、西郷村にあった持続可能な公共交通網を構築するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

- ・自家用自動車から公共交通機関（新幹線等）への利用転換により、渋滞緩和や CO₂ 削減を図ります。
- ・西郷村デマンド交通制度を活用し、渋滞緩和や CO₂ 削減を図ります。

施策目標	現況（令和 6 年度）	目標（令和 12 年度）
デマンド交通利用者数（年）	779 人	1,300 人



日本の次世代自動車の保有台数



輸送量あたりの二酸化炭素排出量

出典：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jcca.org/>）より

5-4 「3R+1」の推進

限りある資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）と資源としての再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3R活動を推進し、さらに「3R+1」として不要なものを買わない（リフューズ）もしくは、物を修理して長く使う（リペア）ことをプラスし廃棄物の減量化を図ります。

ごみの減量化に向けた普及啓発の推進

- ・マイバッグ運動やもったいない運動を推進し、住民や事業者のごみ減量意識の普及啓発を図ります。
- ・循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則により、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等の周知を図ります。
- ・容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法に基づく分別の徹底を図ります。
- ・ごみの減量化や地球温暖化防止について、関心や理解を深めるため、環境学習を推進します。

ごみの減量化の推進

- ・西郷村環境基本計画に基づき、資源の有効利用促進及びリサイクル対策を進め、ごみの減量化・資源化を推進します。
- ・生ごみ処理機補助金制度の活用により、生ごみの減量化や再生利用を促進します。

ごみのリサイクルの推進

- ・不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の普及を図ります。
- ・資源回収について村内団体による普及促進を図ります。

施策目標	現況（令和5年度）	目標（令和12年度）
ごみの排出量（1人1日当たり）	925g	851g（全国平均値）

1人1日あたりのごみ排出量の推移（2019～2023年度）



5-5 緑化保全の推進

水源のかん養、自然災害の抑制、二酸化炭素の吸収などの、森林が持つ多面的機能を保全するとともに、森林資源の有効活用を推進します。また、本村は豊かな自然景観を有することから、良好な生活空間の確保や観光資源として活用していくため、景観資源の保全を図ります。

森林の保全と活用

- ・森林組合等と連携し、適正な森林の保全を図ります。
- ・人工林及び天然林の適切な整備・保全を行い、二酸化炭素吸収量の高い森林を育成し、地球温暖化防止に努めます。
- ・皆伐による森林資源の循環利用の促進と森林の若返りに取り組みます。
- ・管理が行き届かず荒廃した森林の適正な管理・保全や地元産木材の活用を推進し、木材利用等の普及啓発に取り組みます。

山地里山の保全と活用

- ・森林環境交付金事業を活用した里山林の整備を推進します。
- ・多面的機能を有する農地や水路などの適切な保全と活用を推進します。
- ・農地の適正利用を図るため、耕作放棄地解消と農地の有効活用を推進します。

良好な景観の保全と活用

- ・本村の豊富な景観資源の保全を図ります。
- ・西郷村開発指導要綱に基づき、民間事業者の開発行為については、自然環境と生活環境との調和に配慮した誘導を行います。
- ・自然公園法に基づく区域の景観の保全を図ります。
- ・太陽光発電施設については、「西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例」に基づき、周囲の景観や生活環境の保全に配慮した施設となるよう指導等を行います。

第6章 気候変動の影響に対する適応策

6-1 気候変動適応策の考え方

IPCC（国際気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測しています。

このため、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和策」の取り組みだけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応策」の取り組みを進めることが求められています。

気候変動への適応を推進するため、国、地方公共団体、事業者、国民の担うべき役割を明確化するなど、気候変動への適応を初めて法的に位置づけた「気候変動適応法」が平成30（2018）年6月に公布され、同年12月に施行されました。また、同年11月には気候変動適応法に基づき「気候変動適応計画」が策定されました。

気候変動の影響は、地域の気候や地理などの自然的な状況、主とする産業や農林水産業における主要な作物、住民の分布等の社会的条件により、地域ごとに異なることから、その地域の実情に応じてきめ細かに適応策を推進することが重要となるため、福島県においては、県の実情に即した気候変動影響や適応策に関する情報を一元的に収集・分析し、県民等への情報発信を通じて県全体での取組を推進することを目的として、令和5（2023）年4月に「福島県気候変動適応センター」を設置しました。

村民や事業所に対し、地球温暖化の進行に伴う影響や気候変動予測について、情報提供や啓発等を通じ、適応に関する正しい知識や理解を促す必要があります。



緩和策と適応策

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

6-2 気候変動適応策の分野・項目

国は、どのような分野や項目で影響が現れるか、また、対策が必要となるのかなどを抽出することができるよう7つの分野、30の大項目、56の小項目に整理し、気候変動の影響について、重大性（気候変動は日本にどのような影響を与えうるのか、また、その影響の程度、可能性等）、緊急性（影響の発見時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期）及び確信度（情報の確からしさ）の観点から評価を行い、平成27（2015）年11月、気候変動の影響への適応策を総合的かつ計画的に進めるため「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。令和2（2020）年12月には、気候変動適応法に基づき、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、全7分野71項目を対象として、重大性、緊急性、確信度の3つの観点から評価を行い、「気候変動影響評価報告書」を作成しました。この報告書を勘案し、気候変動適応法第8条に基づき、平成30（2018）年11月に策定した「気候変動適応計画」を令和3（2021）年10月に変更され、令和5年5月30日に熱中症対策強化のため一部変更されました。

気候変動影響評価の概要

分野	主な大項目	主な小項目
農業・林業・水産業	農業	水稲、野菜、果樹、畜産、病害虫・雑草、農業生産基盤
	林業	木材生産（人口林等）、特用林産物（きのこ類等）
	水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）、増養殖等
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖、河川
	水資源	水供給（地表水）、水供給（地下水）、水需要
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林、里地・里山生態系、人工林、野生鳥獣の影響
	淡水生態系	湖沼、河川、湿原
自然災害	河川	洪水、内水
	山地	土石流・地すべり等
	その他	強風等
健康	暑熱	死亡リスク等、熱中症等
	感染症	水系・食品媒介性感染症、節足動物媒介感染症
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響、脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）
産業・経済活動	製造業・食品製造業	
	エネルギー	
	商業・小売業	
	金融・保険	
	観光業・自然資源を活用したレジャー業	
	建設業	
	医療	
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等
	その他	暑熱による生活への影響等

※赤太字は、重大性が特に大きく、緊急性も高く、確信度も高いと評価された項目

資料：気候変動影響評価報告書（2020年）より

6-3 気候変動適応策の取組

村は、気候変動の状況と将来予測等について、情報収集し、村内において気候変動に伴って生ずる社会環境や自然環境への影響が7つの分野でどのように現れているのかの把握に努め、関係機関及び庁内関係課と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

【主な取組】

- ・ホームページや広報紙を通じて、気候変動への「適応」に関する普及啓発を推進します。（全般：環境保全課）
- ・「西郷村ハザードマップ」の周知徹底を図り、自然災害に備える防災意識の高揚を図ります。（自然災害：防災課）
- ・熱中症予防情報をinfocanalや、村ホームページ等により発信し、注意喚起を行うとともに、暑さ指数（WBGT）の提供に努めます。（健康：健康推進課・環境保全課）
- ・感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の抑制に努めます。（健康：健康推進課）
- ・高温による生育障害や品質・収穫の低下のリスクに備えた対策等について情報提供に努めます。（農業：産業振興課）
- ・村内に数多く点在する水道水源を定期的に巡視し、良好な水道水源の保全に努めます。（水資源：上下水道課、企画政策課、環境保全課）
- ・環境省や福島県気候変動適応センターなどと連携し、気候変動に関する情報を共有するとともに、村民等への情報発信に努めます。（全般：環境保全課）

日本への影響は？		
2100年末に予測される日本への影響予測 (温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)		
気候	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
災害	海面	60～63cm 上昇
	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトシジマカ	分布域が国土の約4割から75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

2100 年末に予測される日本への影響

出典：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jcca.org/>) より

第7章 計画の進行管理と推進体制

7-1 計画の推進体制

本計画の推進にあっては、環境分野に限らず様々な分野にわたっていることから、庁内における連携だけでなく、村民、事業者、民間団体及び関係行政機関が一体となって取り組むことが重要です。

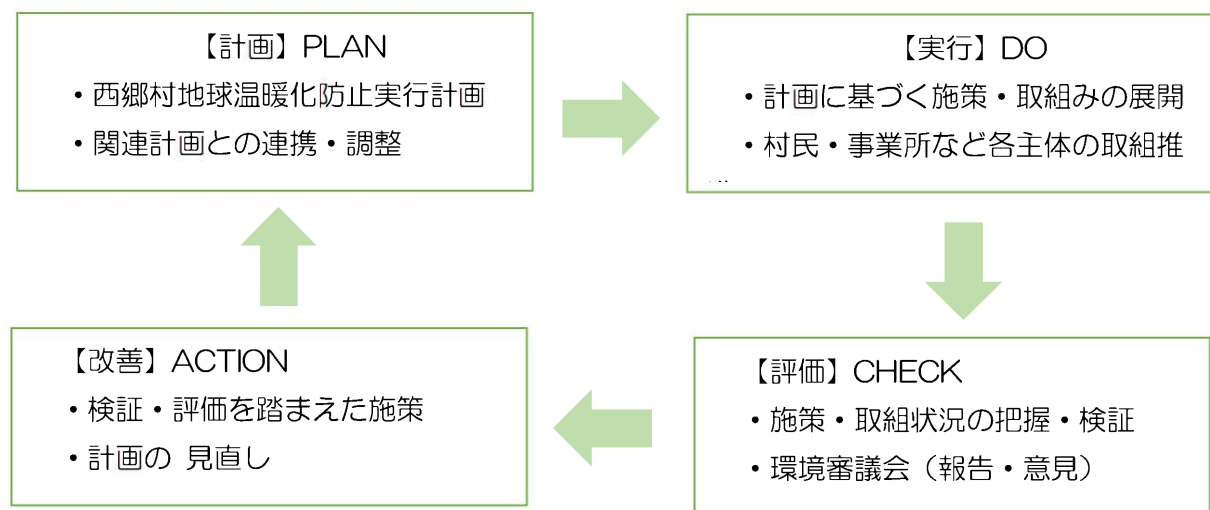
村は地球温暖化防止に関する情報の収集、分析及び提供方法の整備に努め、広報誌やホームページを通じ広く村民及び事業者等への情報提供・発信に努めます。

また、村民及び事業所等に対して本計画の周知を図るとともに、積極的に情報交換や意見交換を行い、各主体が連携・協働して取り組める環境づくりに努め、地球温暖化防止に向けた施策事業を効果的に推進するため、庁内の関係各課、また、国、県及び近隣自治体と連携して取り組みます。

7-2 計画の進行管理

本計画の基本施策等の実現に向けては、関連計画と連携しながら計画的に推進するとともに、PDCAサイクルによる進行管理が重要になります。PDCAサイクルにより、施策・取組状況を検証、改善する仕組みを整え、次年度の取り組みに反映させていきます。

PDCA サイクル



西郷村地球温暖化対策実行計画【区域施策編】 令和8年3月

発行：西郷村環境保全課

〒961-8501

西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

TEL (0248-25-2197)

E-mail (kankyou@vill.nishigo.lg.jp)

